

第441回南国市議会定例会会議録

第2日 令和7年9月9日 火曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	学校教育課長	池本滋郎
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	三谷洋亮

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

＊

議事日程

令和7年9月9日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岩松永治） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（岩松永治） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） おはようございます。第441回9月市議会定例会の一般質問初日、1番目の登壇になります社民党で民主クラブの今西忠良でございます。

さて、冒頭に少し触れさせていただきたいと思います。

7月13日に告示がされました南国市長選挙で無投票3選を果たした平山耕三市長、誠におめでとうございます。先ほどちょっと伺いましたら、今日が誕生日ということで、また、改めておめでとうございます。今までの2期8年間、地域交流センターや都市計画道路、新図書館な

ど魅力あるまちづくりに向けた大型ハード事業を次々と完成、進展をさせてきました。今後は、完成をしたハード面や箱物を活用するソフト事業の充実が、また大きな課題と言えるのではないのでしょうか。決して財政事情も豊かとは言えませんので、そうした中で事業の見直しや抑制等により、また新たな財源の確保を図りながら市民の多種多様な行政ニーズにしっかりと応えていただき、南国市の自然豊かな地域特性を生かしたまちづくり、そして、市民の幸せと市勢の振興に、今日まで培ってきた多くの教訓や実績をこれから3期目につなげていって、政治家平山市長としての手腕も振るっていただきたいと、このように強く思うところであります。

9月5日の市議会定例会初日の冒頭には、3期目のスタートについて、所信演説を12分間されたと思いますし、市政執行に臨む決意のほどがうかがわれたところでございます。

そして、7月20日に投開票されました南国市議の補欠選挙では、今、議場においでの方の浜田雅士議員が当選を果たされました。今後の御活躍を期待いたします。また、偶然にも、浜田議員も、隣の杉本理議員も、私と同じ土佐電鉄のかつての同僚であり、後輩であったことも何かの縁を感じるところであります。

それでは、通告に従い、私の一問一答による一般質問を行います。

平和行政と消防行政の2項目であります。市長はじめ担当課長の答弁をよろしく願いいたします。

第2次世界大戦終結80年、日本の敗戦から80年という歴史的節目の今年の8月15日でした。日本軍国主義による侵略戦争と植民地支配によって犠牲となられた内外の方々に深い哀悼の意を表さずにはられません。日本のこれらの戦争によって、アジアや太平洋地域では2,000万人以上の貴い命が奪われ、植民地支配の下で強奪や暴行、性暴力など残虐な被害と苦しみがもたらされました。侵略戦争の拡大と長期化によって、沖縄県民を巻き込んだ凄惨な地上戦、広島や長崎への原爆投下、各地への空襲など日本国民の310万人以上の命が奪われてきました。日本兵の戦死者の6割以上が餓死や戦病死という状況でもありました。こうした戦略戦争と植民地支配の歴史を国民共通の認識として未来に継承していかなければなりません。

私たちは、日本国憲法に刻まれた再び戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを新たに、今、進められようとしている憲法違反の大軍拡や戦争国家づくりあるいは新たな戦前にしないためにも、今こそ争いのむなしさ、復興の難しさ、平和のありがたさと尊さを日本中へ、そして世界へ訴え続けることが、今、求められているのではないのでしょうか。平山市長の戦後80年への思いと、そして、二度と戦争をしない、させないための平和への熱い思い、メッセージをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 戦後80年ということでございまして、終戦後80年が経過しまして、戦争を経験された方も年々少なくなっておる現状でございしますが、改めて戦争の悲惨さ、非人道性について振り返り、二度とそのようなことがあってはならないと強く思うところであります。連続テレビ小説「あんぱん」の中でも、戦争の悲惨さや悲しさ、一生消えない心に負った大きな傷についても語られておりました。国を思い、家族を思い、無念のうちに貴い命をささげられた戦没者の皆様に改めて哀悼の誠をささげますとともに、二度と戦争を起こさないために、国民が思いを一つにしていくことが大切であると思っております。

今、現実には、ウクライナでの戦争やガザ地区へのイスラエルの攻撃など多くの命が失われている状況があります。戦後80年を迎え、今なおこのような状況が発生していることが大変残念でなりませんし、一日も早い平和を希求するものであります。

戦後80年、改めて過去の犠牲を鑑み、二度と戦争を繰り返さないという決意とともに、戦争の放棄、恒久平和の理念を未来に引き継いでいくことこそが今を生きる私たちの責務であると考えておりました、これからも、そのように取り組んでまいる所存でございします。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 平山市長より、戦争の惨禍を二度と繰り返さないという決意の答弁もいただきました。私からは、市長に、もう少し考慮をしていただきたい、そんな思いを述べたいと思っております。

特に第2次安倍政権以降、日本は、集団的自衛権の行使容認や安保法制の強行、アメリカとともに海外で戦争をする国への暴走を始め、専守防衛さえも投げ捨てた大軍拡の道を進んでいるのではないのでしょうか。唯一、戦争の被爆国でありながら、アメリカの核使用も想定をした日米共同訓練まで行われていることも明らかになっています。

一昨日、石破首相は辞任を表明しました。石破首相は、戦後80年の節目、50年以来、歴代首相が出してきた閣議決定による首相談話を、一部の党の岩盤保守層や今の首相自身の立ち位置を守るためもあったかもしれませんが、発表しませんでした。

敗戦から50年目の1995年8月15日に発表された村山富市内閣総理大臣談話の冒頭の一節を少し紹介します。我が国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで、国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えましたと、このような歴史認識を踏まえた侵略戦争という誤りを内閣として認めた首相談話は過去にもあってきております。村山談話は、日本によるアジア諸国

への植民地支配と侵略戦争の国策の誤りを認め、謝罪をする内容であり、アジアの平和外交の指針として高く評価もされ、その後の歴代内閣が継承してきたことも事実であります。

人類の歴史は、平和と人権尊重へと大きな前進を遂げていますが、今の現実を見ますと、大変厳しい状況ではないかと思えます。戦後80年、戦争体験者が減っていく中で軍拡はどんどん進んでいく。軍事拡大は抑止力になるという人もいますが、私は、決してそうは思いません。武器をたくさん持つことによって戦争を引き起こす懸念もされてくるのではないかと思えますし、今でも、他国の言いなりに防衛予算を2倍に増やし、今なお予算増を求められてる現状にあるのではないのでしょうか。日本は、こうして考えますと、独立国ではないのかという疑いさえ感じるところであります。

南国市における平和行政の日常的な取組や発信の在り方等についてでありますけれども、南国市では、昭和58年に非核平和都市を建設する決議が議決をされました。また、平成21年には非核平和都市を宣言する決議も議決をされております。非核平和都市宣言の決議では、日本は世界唯一の被爆国であり、人類破滅に導く核兵器の廃絶と平和の尊さを訴え、世界恒久平和の実現を希求することは市民の願いであり、このことが様々な南国市の行動提起につながってきたことも事実であります。掩体群などの戦争遺跡を平和教材として活用もされてますし、いろんな創意工夫がされてきてると思えます。市長として、今後における平和行政への日常的な取組や発信の在り方等について、その行動展開をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 毎年、戦没者追悼式におきましては、二度と戦争を起こすことがなく、平和の道を歩み続けることをお誓い申し上げておるところでございます。

平和行政の取組としましては、これまで学校教育におきまして平和学習、また、戦争体験者のお話を聞くなどを通して、子供たちが戦争の歴史や平和の意義を学ぶ機会を設けてまいりました。また、本市には旧高知海軍航空隊基地跡に残る前浜掩体群など戦争の記憶を今に伝える貴重な遺産があり、これらを保存、活用して平和学習や平和の尊さを実感できる機会につながっているところでございます。

本年は戦後80年の節目の年であり、8月1日から15日までの間、市役所の庁舎2階におきまして、本市が加入しています平和首長会議で用意されました原爆ポスターを、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う平和首長会議のメッセージとともに展示をしたところです。また、10月25日から11月3日には、地域交流センターM I A R E！におきまして、戦争遺品の展示を行う戦争企画展を開催するとともに、10月26日には特別記念講演を行う予定としております。

戦争を体験された方々が、先ほども申しましたとおり、年々少なくなっている中でございます。平和の尊さを次世代に確実に私ども行政が伝えていくことが必要であり、今後も平和行政に取り組んでまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 平山市長より、平和行政への取組や進め方、従来から取り組んでいるものや、また、新たな取組や情報発信についても詳しく述べられました。

さて、平成21年には非核平和都市宣言が議決をされております。その内容や思いをどう発信し、市民と共有をし、それをどう具現化していくかということがこれから問われるし、大事だと思います。周知をし、啓発を図りながら認知をしていただき、恒久化を図る、そうした方策や手だてというのも先決ではなかろうかと思えます。

戦争遺跡や平和学習に向けては、南国市の暮らしや歴史ということで、小中学校の教材図書にもなっているわけですがけれども、この非核宣言あるいは高齢者憲章、市の理念というものはたくさんあります。そういった面では、一般市民に向けて頒布のできる冊子といいますかパンフレット、そうした作成にも取りかかっていたきたいと、このようにも考えるわけです。

財源も必要です。それをどう作っていくかもあるわけですがけれども、一部助成をしながら有料化という方法からも考えられるんじゃないかと思えます。この件について、まず総務課長、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 先ほど今西議員から紹介がありましたとおり、平成21年に非核平和都市を宣言する決議が議決をされておるところでございます。

今後、市の平和行政への取組でありますとか平和に対する思いについて、市民の皆様にご伝えるということは大切であると考えておりますので、また広報等でお知らせすることを検討させていただきます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） どうぞ、また今後とも検討も含めて具体化できるようによろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

高知龍馬空港が特定利用候補に指定をされようとしております。これに関連して、3月には米軍機が高知龍馬空港に緊急着陸をしました。この件について4点ほど質問をしたいと思います。

2025年3月25日14時頃、米軍岩国基地所属のF35ステルス戦闘機が高知龍馬空港に緊急着陸をし、滑走路は一時閉鎖されたものの、約10分後には解除されたようですけれども、民間航空機の出発に影響が出ました。高知空港に緊急着陸した、この現実をどのように受け止めていますか、お答えください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） いかなる種類の航空機であれ、緊急着陸という理由であれば、人命優先の考え方から、どの空港でも着陸できる、そのように思いました。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、南国市は空港所在地の自治体です。市民への説明責任も含めて、どのように対応されてきましたか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 市としましては、県及び中国四国防衛局、また高知空港事務所より、エンジンテストの予定や離陸するかもしれないなどの情報提供がそれぞれありまして、関係部署で情報を共有して、事故等の不測の事態に備えておりました。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、緊急着陸という、こうした状況下、県との連携等はどうに図られてきましたか、お答えください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 県からは情報提供のみで、連携して何か行動を起こすということはありませんでした。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、4点目に移りますけれども、高知龍馬空港への緊急着陸は3月25日でした。本年2月にも、岩国基地のF35戦闘機が松山空港に緊急着陸もしております。また、同じF35戦闘機が高知龍馬空港に緊急着陸した3月25日には、長野の松本空港に沖縄普天間基地所属のオスプレイが緊急着陸をしております。まさに訓練中の警告灯を理由に、米軍は全国の空港での着陸訓練を試みているのではないかという疑念さえ生じさせるものです。この件についてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 緊急着陸が頻繁に起こるということは、空港を有する自治体にとって非常に危惧する状況であると思います。全国の空港での着陸訓練を試みているのではないか

との疑念が生じるとのことですが、緊急着陸が起こらないよう原因の究明と不具合の改善を行っていただきたいと思います。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

これに関して、6月の県議会での質問があり、米軍機のF35Bが3月25日から5月5日まで42日間も高知龍馬空港に駐機したにもかかわらず、米軍からは何の説明もなかったことから、日米地位協定を改定し、情報提供を米軍に義務づける必要があるのではないかと知事に質問がありました。知事は、米軍からの的確に情報提供がされるべきであり、米軍に情報提供を促していくためには、日米地位協定を改定することも一つの方法です。しかしながら、日米地位協定は、1960年に締結以降、65年の間、改定はされておられませんし、協定そのものの改定というのは非常にハードルが高いと考えると。このため、日米地位協定の改定によらずとも、どのような方法であれ、米軍からの的確な情報提供がされることが肝要と考えていますという、このような答弁がされておりますけれども、本当に治外法権と言えるこのような状況を、何としても日米地位協定の一日も早い改定や見直しというのが、今、一番問われているのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。

高知龍馬空港が特定利用候補として2025年度末を一つのめどとして指定をされようとしております。政府が防衛力強化の一環として、自衛隊や海上保安庁が平時から利用できるように位置づけをされるのが特定利用空港のシステムだと考えられます。8月4日に、内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省らの担当者が県と南国市にその方針を説明したとの報道がありました。国からどのような説明があったのか。また、南国市や県は誰が出席したのか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 説明は8月4日に高知県庁の会議室で受けましたけども、国からは、内閣官房国家安全保障局、国土交通省大臣官房、海上保安庁、防衛省防衛政策局や中国四国防衛局から企画官や課長クラスほか担当者の方が出席されて、高知県は、総合企画部長、危機管理部長、交通運輸政策課長、危機管理・防災課長及び担当者が、本市からは、私と危機管理課長、コミュニティ推進係長が出席しました。

まず、国から資料、これは内閣官房のホームページに載ってますけども、その資料を基に高知龍馬空港を特定利用空港として指定したい旨の説明がありました。特定利用空港とは、平素

から必要に応じて自衛隊、海上保安庁が高知龍馬空港を円滑に利用できるよう、施設管理者、この高知空港は国になりますけども、この施設管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設け、その上で、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊、海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう必要な整備や既存事業の促進を図るというものです。

また、平素の訓練等を通じて自衛隊、海上保安庁が空港の特性を習熟することで、災害時の対応などにおいても、より迅速かつ安全に部隊や物資を展開、輸送することができるようになるということを強調されました。

その後、県と市からの事前質問に対する回答があった後、意見交換となりました。事前質問の作成に当たりましては、県と内容が重複しないよう調整しましたので、県が事前質問の中で国に対して申し入れた、1つ、国において、県民の理解が得られるよう丁寧に説明を行うこと、県民からの問合せに対しては、国が責任を持って対応すること。2つ、民間の利用を優先し、県民生活に影響が出ないようにすること。3つ、県民や利用者の安全に万全を期し、事故があった場合は、国が責任を持って対応すること。この3点につきまして、市としましても、同様に申し入れたものと考えております。ただ、国からは、県民・市民に対しての説明は自治体から行ってほしいとの回答があり、私たちの申入れ内容とは異なった回答が返ってきておりました。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、特定利用空港・港湾は、自衛隊や海上保安庁が有事に円滑利用ができるよう平時から機能を整備するとされていますが、どのような運用がされますか、お示してください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 内閣官房のホームページにもありますが、平素における空港での訓練などの利用を対象にしたもので、民生利用を主としつつ、自衛隊等による円滑な利用にも資するよう、空港の滑走路延長やエプロン整備などに加え、それぞれの既存事業を促進することによって空港の利便性の確保や機能を強化するというものです。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 課長のほうから答弁をいただきましたけれども、高知空港が今回候補に上がったのは、香南市にある陸上自衛隊の駐屯地が近いということもあるのではないのでしょうか。駐屯地と空港との道路は特定利用道路になるのかという質問もあったわけですが、政府は、検討中、現状では答えられないということであったようです。

しかし、先ほどの答弁の中で、自衛隊等による円滑な利用にも資する、空港の滑走路延長やエプロンの整備などに加え、空港の利便性の確保や機能を強化するとありましたが、これは大変重たい重要な案件と言えるのではないのでしょうか。とつても危惧もされますし、少し角度は変わるわけですがけれども、私たちの反対にもかかわらず、高知県は昨年3月に高知県管理の3つの港について、特定利用港湾の指定に同意をしてきました。その際、米軍の使用は想定しないということでしたけれども、自衛隊と米軍は、民間空港や港湾・公道での訓練演習も重ねておりますし、民間空港での戦闘機による訓練もかなりエスカレートしてるのが現状ではないかと思えます。全国の空港・港湾を使うという意図があるのではないかと非常に危惧をされますし、日本全国の空港や港湾の軍事利用に向けた既成事実づくりにもなるのではないかと大変危惧もされるところであります。

確かに、防災面や大災害時における対応のことも大変大事であるということは当然言えますけれども、平時も含めて様々なアクシデントや重大事故についても、皆無ではありませんし、少し飛躍して考えますと、相手国の攻撃の的にならないとも限りませんし、武力と武力では平和は構築できませんし、県民や国民、市民の暮らし、命を守ることを最優先に置くべきではないのでしょうか。

次の質問です。

国土交通省や防衛省などの国の説明をどう受け止めたのか。また、感想と率直な思いをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 高知龍馬空港は国管理の空港であることから、特定利用空港の指定に当たり、地方自治体の同意は必要ないということになりますけれども、県民・市民への説明は自治体から行ってもらいたいという国の回答でありましたので、そのことには少し驚きを感じたところです。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきましたけれど、国防や防衛機密などを盾に国は責任を取らないと、説明を拒否しています。私たちとしては受け入れられないことでもありますし、国の責任回避の姿勢は、当該自治体や県としても許せないことでありますので、追及すべき案件だと思いますし、次の4点目です。

説明を受けて、県との課題の共有など今後どのように対応していくか、協議等は進められますか、お答えください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 県とは常に情報共有をしておりますが、今後の対応につきましては、まだ協議はできておりません。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、特定利用空港として指定される方向で進むと思われませんが、県民・市民の理解が得られる丁寧な説明は今後どのように行っていくお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 8月の国からの説明会では、県とともに3つの申入れを行ったところでございますが、国からは、本取組を正しく理解してもらうよう内閣官房のホームページに資料やQ&Aを公表しており、県民・市民には自治体から説明をしてもらいたいと回答があったところです。

県民・市民の皆様方の理解をいただくには、私たちが県とともに申し入れた3つの項目が守られることだと考えておりますので、引き続き、県とともに国から丁寧な説明をしていただくよう求めていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 先ほど問3の中でも、国のお答えは承服できませんので、県と共同の申入れに沿って粘り強く交渉をしていただくことを強く望みたいと思います。

この項の最後の質問になりますけれども、民間空港利用、活用で軍事利用に向けて既成事実づくりにつながっていくのではないかと懸念をされますが、この点について市長の見解をお伺いします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 内閣官房のホームページでは、総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備に関するQ&Aがあるわけでございますが、そちらの中でも、この取組によって空港に新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置することはなく、あくまで有事ではなく平素の利用を対象としたものであると記載されているところです。これらのことから、災害時の対応に向けた訓練等での利用はあったとしましても、そのことが軍事利用につながっていくとは考えていないところです。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長の答弁をいただきました。

市長は、あくまでも有事ではなく平素の利用を対象としたものであると言われております。2024年10月末から行われました日米合同軍事演習キーン・ソード25では、地方自治体管轄の総合運動公園や公民館あるいは民間の漁港、NHKの施設や民間の会社の駐車場、世界遺産の登録の森などを利用した軍事訓練も行われてきております。

80年前のアジア・太平洋戦争では、空港・港湾施設が空襲や艦砲射撃の対象になり、周辺住民に多大な犠牲を出した経過もございます。国際戦時法規では、民間施設への攻撃は許されませんが、軍事利用されている民間施設はこの限りでないという一条一節があるわけです。有事や戦争へとつながらないことを強く求め、願い、平和行政の質問を終わります。

続いて、2項めの消防行政の質問に移ります。

市民の皆さんの将来の安全と安心に大きな影響を及ぼすであろう県が主導する消防業務を県下一つにまとめる消防広域化についてであります。

高知県の濱田知事は、今後の人口減少が進むに当たり、必要な消防力を確保するためとして、現在、15ある消防本部を一つに一元化をし、事務部門等を統合させ、余剰人員を現場へ配置することで消防サービスの維持向上を図ろうとする高知県消防広域化基本構想を策定し、今、それを強行に進めようとしていると思います。

県は、今年度内に基本計画を決定し、一度走り出すと、なかなか後戻りが困難な法定協議会に全市町村が参加をする議決を市町村議会に年度内に求めるタイムスケジュールがあつて、これにこだわった進め方を今してるのではないかという危惧もされるわけです。広域化後に各消防署に配置をされる人員体制についても示されておらず、市町村や消防関係者の間には懸念も広がっているのが今の実情ではないでしょうか。

なぜ急ぐ県一消防広域化ということで、十数点にわたり質問をしたいと思っております。

まず1点目に、消防組織法第6条、7条、8条についてお示しください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 今西議員の質問に対してお答えいたします。

消防組織法について御説明をいたします。

まず、第6条「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」、第7条「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する」、第8条「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」と明記をされております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 今お答えをいただきましたように、そもそも消防業務は市町村固有の業務ということでもあります。

次の質問ですが、消防の広域化の目指すものは何なのか。また、スケールメリットについてお答えください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 県は、人口減少が進む中、各市町村の将来的な税収見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念があります。将来にわたり必要となる現場の消防力を確保していくためには、常備消防組織を一元化することで、間接部門（総務・通信業務）を集約化し、生じた直接部門（現場業務等）に振り分けることなど、スケールメリットを生かした組織運営を行うことができる消防広域化が必要であるとしております。ここでいうスケールメリットとは、業務の重複を解消することにより消防力につなげることを意味しております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次、3点目ですけれども、濱田高知県知事の目指す消防行政とは、そして、スマートシュリンクとは何を求めているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 県は、少子・高齢化の進行に伴い、様々な分野において担い手不足が深刻化する中、人口減少への対応策として、スマートシュリンク（賢い縮小）を、集合、伸長、縮小、新規の4つの視点から重点プロジェクトを推進しております。そのプロジェクトの一つに消防広域化が含まれております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次ですけれども、高知県消防広域化基本計画あり方検討会の構成メンバーと人数等についてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 県下34構成市町村長と15消防本部の消防長及び5名の有識者を含めて54名の委員で構成されております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございます。

次に、首長等が出席をする会議はどのようなものなのか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 委員全員が参加する高知県消防広域化基本計画あり方検討会と、その下に総務部会、財務部会、消防部会、通信・システム部会の4つの専門部会を設置し、委員をそれぞれの専門部会に割り当てております。南国市長は総務部会、南国市消防長は通信・システム部会に参加しております。また、担当ではない専門部会に対しても、ウェブで視聴することが可能となっております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、消防広域化基本計画あり方検討会の会合も既に開かれており、各専門部会も数回開催されてきているようであります。現在の進捗状況と今後のタイムスケジュール、ロードマップではどのように進められていく展望なのか、お示してください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 令和7年度から令和9年度は広域化の準備期間としております。今年度は、高知県消防広域化基本計画を策定するために、4月に第1回のあり方検討会が開催され、各専門部会についても、8月初旬までにそれぞれ2回開催されております。

今後は、これまでに出された検討課題について、年末に向けて第3回、第4回の専門部会で協議がなされ、年明けのあり方検討会において、高知県消防広域化基本計画策定、公表を目指しております。

また、本年度中に高知県消防広域化推進協議会、法定協議会になりますが、これの合意、令和8年度には同協議会の設置、協議を行い、令和10年度に広域連合高知県消防局、これは仮称になりますが、を発足、令和15年度には消防指令センターの設置を含めた消防事務の組織、業務の一元化を目指すスケジュールとなっております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 丁寧に消防長のほうからお答えをいただきました。

4月に第1回のあり方検討会が開催をされ、各専門部会についても、8月初旬までに2回されたとのことでありました。令和10年度中に広域連合高知県消防局の発足の計画のようですけれども、今までの会議では、広域化後に各消防署に配置をされる人員体制についても、あまり明確に示されていないようですし、さらには、職員の待遇統一も、給与水準、交代制など勤務シフト等についても、処遇統一等は先送りをされているようであります。こうした現状では、市町村や消防現場の不安な思いと擦れ違い等、不安の払拭はなかなか難しいのではないかと思います。

う心配もされます。

次に、こうしたタイトなスケジュールで進んでますけれども、何らかのつまずき等が生じたときに、その対応は可能なのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 特に各市町村では財政面について、各消防本部では職員の処遇に関する問題について十分に時間を取って慎重な議論を行う必要があると考えております。十分な議論がなされない場合は、意見の合意に至らない可能性があると思います。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。仕切り直しをされていて、タイムスケジュールに支障なく物事が計画どおりに進めていけるのか、少し心配になるところであります。

次、8点目ですけれども、今年度内に基本計画を決定し、法定協議会に参画する議会の議決の見通しについてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 現時点では、基本計画（案）の内容に不透明な点がたくさんあり、今後、年末に向けての議論の進み具合によっては基本計画策定が間に合わない可能性がありますので、現時点で見通しをお答えすることは難しいと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

現時点では、見通しについては答えられないということで、進捗は非常に不明確であります。基本計画に支障を来すのではないかと危惧もされるところであります。十分にこれから熟慮と対応を図りながら、物事もスピーディーに進めていくこともまた大事かと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に入ります。

令和8年度から知事と首長らで組織をする高知県消防広域化推進協議会設置とその後の方向性についてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） スケジュールでは、令和8年度内に法定協議会である同推進協議会において高知県消防広域化実施計画の策定及び公表を行うと同時に、広域連合設立に向けた合意に関する話が話し合われ、令和8年度に県、市町村議会の議決を受け、広域連合高知県消防局（仮称）設立の合意を目指すとしております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次の質問ですけれども、県が主導する消防広域化の試案では、（仮称）高知県消防局への財政や財源の扱い、その担保についてはどのように考えられますか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） あくまで試案となりますが、専ら特定の市町村に便益をもたらす支出は受益市町村で負担し、全市町村共通する便益をもたらす支出は全市町村で負担することとしております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次の質問に移ります。

消防組織法第8条は、「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」とされており、広域化に伴って市町村の消防に要する費用は当該市町村の負担となるのか。そういう中で、第8条と広域化との整合性についてはどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 現在のところ、各市町村の分賦金については、大きく2つに分けて案が示されております。1つは、各市町村の普通交付税における常備消防費に係る基準財政需要額等に応じて算出した額、もう一つは、各市町村の常備消防費の実績に応じた額を集めるという案が示されておりますが、広域化当初、思っている以上に支出が増える可能性もありますので、十分な予算の確保が必要ではないかと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次の質問ですけれども、財政財源不足が消防力の低下につながっていくのではないかと懸念もされますが、この点についてはどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 予算がなければ組織として十分な活動ができない可能性がありますので、あり方検討会及び専門部会等において慎重な議論を行っていきたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

人の問題、人の配置の件も、また処遇についても大変重要で、大事なことでありますし、何

といいましても、財政や財源が担保されなければ組織は成り立っていきませんので、ぜひ大きな力を注いで、これから対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

既存の市町村が所有をする消防署等の不動産、そして車両や装備等の財産については、今後どのような扱い方となっていますか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） これも、あくまで案となりますが、消防署所の土地、建物、車両等の財産について、広域化後も専ら当該市町村が受益するものについては、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は当該市町村に存置するとしております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ただいま消防長のほうから御答弁をいただきましたけれども、先ほどの答弁では、不動産や車両、装備等については当該市町村が受益をし、所有すると言われましたけれども、当初の試案の中では、市町村が所有をしている消防署、これは所を指すわけですが、この不動産は、仮称ですが、高知県消防局への無償貸与、そして、その他の財産、車両とか装備等の部分については、県消防局へ無償譲渡されるというふうには、私は、当初、県の方角はそんなに伺ったんですが、この点について少しお聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 当初は、土地等に係るものに対して無償譲渡ということでありましたが、貸借対照表と整合性が取れないということで、今回のように、建物と車両等においては無償貸与と、残された債務については市町村が負担するというふうになっております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。確認のために再質問させていただきました。

次に、南国市の消防職員の職員定数による充足率と消防力の整備指針から見る充足率はどのようなになっていますか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 当消防本部の条例定数は、前倒し採用を含めて71名となっており、令和7年4月1日現在の実員は66名であるため、人員充足率は92.9%となっております。また、消防職員の車両に対する充足率は62.6%となっております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。南国市の消防力としては、県下の中でも非常に高い数値であろうと思いますし、これは行政の中で素晴らしい数字でもあろうかと、このように考えます。

次に、本県全体での消防職員から見ての車両や装備等への充足率はどうなっていますか。また、その数字は、広域化への影響は低いかもしれませんので、どのように対応されるか、お考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 令和4年度と少し古い情報ではありますが、本県全体の消防職員の車両に対する充足率は63%、これは全国で43位であります。全国平均の79.5%と比べると、車両に対し職員数が大幅に足りていないことが分かります。消防広域化をすることにより、県が説明するスケールメリットを生かして現場人員の強化を図ることができるのか。できない場合は、職員を増やすことも含めて慎重な議論が必要であると考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

次に、南国市や高知市の消防は、単独で十分やっていける能力を持っているように思います。直ちに県一消防への参加は性急過ぎると思えますけれども、県のいう人口減少を見据えた将来の消防力の維持と県全体のことを考えれば、先々には視野に入れなければなりません。財源の問題や市町村消防の財産の帰属の在り方、消防職員の配置体制や処遇、勤務・労働条件の問題、特に将来的に県の人口の減少が郡部から進んできた場合の負担割合等がどういうふうになっていくかということも非常に不透明な現状ではないかと思えます。特に消防現場の職員の理解や納得が得られないままに強行突破を進めていくようでは、大きな無理が生じるのではないのでしょうか。既存の現場職員の離職などにつながっていくようなことになっては大変な状況になろうかと思えます。

様々な熟慮と方針、方向の改革や見直しがこれからも必要ではなかろうかと思えますし、県一広域化の方向性の中でも、例えば県下を、当面は中央、東部、西部というところからスタートするとか、あるいは大分県方式のように、指令センターの統一、一元化をまずは先行させて進めていく、いわゆる通信情報の一元化なども十分考えられるのではないかと私なりにも思うたりするわけですが、改めて三谷消防長の見解をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 現在のところ、不安要素が多い中、特に心配に思っていることは、職

員の処遇に関する事で、広域化後に協議をすることとなっております。市からも、事前に決めてほしいと要望しておりますが、消防職員の処遇を後回しにすることにより不安を感じ、離職者が出る可能性があり、消防力の低下、さらには市民の命に直結してくることでありますので、時間をかけて慎重な議論を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） それでは、県一の広域化を進めていく上で、平山市長としての見解、市民への説明責任はどのように果たしていこうとされているのか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 高知県消防広域化基本計画あり方検討会及び各専門部会が順次開催され、高知県消防広域化基本計画の骨格、素案も示されたことで、少しずつではありますが、全体像が見えてきておるところでございます。

今後も、年度末にかけて議論が深まっていくこととなりますが、市の負担がどのようになっていくのか。また、消防団との連携、団結は、これまでと同じように図れるのか。消防長も申しましたが、職員の処遇についても不透明なところが多いと感じております。南国市民の命に直結することでもありますので、慎重に検討していきたいと思っております。

また、市民への説明責任をどう果たしていくかということに対しましては、議論されている状況を、適宜、議員の皆様にお伝えすることや、この議会を通して市民の皆様の説明を行ってまいりたいというように考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） すいません、答弁9のところ、令和9年度に県、市町村議会の議決を経て広域連合高知県消防局（仮称）の設立の合意を目指すとお伝えするところ、8年度と間違っただけで答弁をしてしまいました。おわびをして訂正をいたします。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 消防長や市長のほうから、それぞれ御答弁をいただきました。

消防の組織統一、一元化という大事業は並大抵のものではないと、このように思います。県が懸命に旗を振っている県一消防によるメリットとして事あるごとに強調されてきたのは、職員の処遇の統一でもありました。現状では、県下の各消防本部ごとにばらばらの給与や勤務体制などの処遇を統一することで新規に職員採用を有利に進めたり、既存の職員の離職を防ぐことにもつながる狙いがあったようでもあります。

県が示した資料では、全本部での3交代制を実施した場合には104人も増員が必要であると。

その財源は7億8,000万円ぐらいが必要だということも示されておりましたし、給与についても、高知市水準に引き上げた場合の必要財源は約4億円が必要だということも示されてきたところであります。

県は、国の財政支援の期限である令和11年、2029年4月1日が一つの区切りということになるかと思えます。そうした中で、全国初の県一消防設立への焦りになり、急ぐという気持ちも分からんわけではないわけですが、こうしたことが、決してせいて急ぐことが将来に禍根を残す県一消防であってはならないと強く感じておりますので、今後の対応なり、市長はじめ消防現場の皆さん、消防長も、そうした意を含めて、県一消防の対応に取り組んでいただきたいと思えます。以上で私の一問一答による一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員発言席〕

○10番（西山明彦） 議席番号10番の西山明彦でございます。

今西議員と重なりますが、まずは平山市長、3期目当選おめでとうございます。市長の3期目の最初の一般質問ということでトップバッターでやりたかったんですけども、今回も一番くじをよう引きませんでしたので、2番目をお願いします。

市長は、ちょうど2期目から3期目に移るとき、ちょっとお休みされておったということで、市長という激務をこなす上でお体には十分気をつけていただきたいと思えます。宴会等いろいろあると思えますけれども、お付き合いも程々にされたらというふうに私は感じております。

それでは、第441回令和7年9月定例会の一般質問を一問一答形式で行わせていただきます。

今回、私が通告させていただいた質問は、市長の政治姿勢として3項目、子育て支援、特に産前産後の支援について、生活環境として2項目、防災行政の4項目であります。順次質問させていただきますので、御答弁をよろしく願いいたします。

まず、市長の政治姿勢として、1つ目の3期目の市政運営についてです。

私は、前回の6月議会の一般質問で、市長に当選後に実現する3つの具体的施策を尋ねたところ、市長からは、後免駅前広場とやなせたかしロード整備、十市・稲生保育園の高台移転、十市大小浜の避難タワー整備が挙げられました。

ところで、今回の市長選に際して、市長のリーフレット、後援会のしおり、これですが、を拝見しましたが、表紙には、南国市は進化を止めませんというフレーズがありました。そして、中を開けてみると、3期目をステージ2として、新たな局面に入るとされておりました。そして、

5つの基本施策が掲げられていました。その中で具体的に記されている内容は、ほとんどがハード事業だったと思います。市民に優しいまちづくりを目指すためにも、もっとソフト事業にも積極的に取り組んでいただきたいかなというふうに思います。

そこで市長にお伺いします。

財政も厳しいと言われる中で、財源確保も難しいと思いますし、市長が再三言われてますように、ソフト施策は、ハードと違って恒久的な財源が必要になってくるということで慎重な判断が必要だと思います。それでもリーフレットの裏表紙を見たら、安心と安全、暮らしの質の向上とありました。この暮らしの質の向上を目指すにはソフト事業の充実が必要だと思います。実現できるか否かは別として、市長が3期目、この4年間のうちに、ステージ2としてぜひやりたいと思うようなソフト施策はありませんでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員の言われるように、ソフト施策ということもやりたいというように思いはもちろんあります。ただ、この4年間でっていうようなお約束をするには、財源というものが明確になっていなければならないところでございます。何をやるかによって財源というのは変わってくるところでございますが、昨年度、一旦は医療費の無償化を18歳まで拡大させましたので、それで一定、一般財源が必要にはなっておるところでもございますので、新たな施策というのは、なかなか大きな財源を伴うものは、今の状況では明言しづらいところはございます。

ただ、リーフレットの中でも防災っていうことでは書かさせていただいておりますが、今、進めております事前復興まちづくり計画等、そういった計画の策定は進めていかねばならないというように思っておるところでございまして、それ以上、これというソフト事業をなかなか申し上げるところができないところでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ぜひソフト事業にも力を入れていただきたいというふうに思います。この後、財源が必要になってくるような要望も出したいと思います。

次、2項目めの特定利用空港についてですけれども、これは今西議員が先ほど詳しく質問されてお答えもありましたので、もう省略したいというふうに思います。

次に、3項目めの国政との関係について質問します。

市長に、先日の参議院選挙の結果、それから、その後の状況をどう評価しているのか、今後の市政運営への影響をどう捉えて国政とどう向き合うのか、そういったことをお伺いしたいの

ですが、いきなり市長に漠然と質問する前に、私なりの評価、受け止め方を言わせていただきます。

さきの参議院選挙において、参議院も自民・公明の与党が過半数を割り込んで少数与党となりました。そして、国民民主党と参政党が大躍進して、野党第1党の立憲民主党をはじめとする既成政党が苦杯をなめた、そういった形になったというふうに思います。今後、国政がどう動いていくのか、非常に見えづらくなっていると思います。

全国知事会は、これまでは自公政権と良好な関係を築いて、知事会としての要望を上げていればよかったところが、野党の影響力を考慮する必要が生じて、国への要望の在り方、方向性が難しくなったと言っているようです。昨年の衆議院選挙では国民民主党、今回の参議院選挙では参政党が大きな注目を集めました。参政党については同僚議員もおられますけれども、私を感じているのは、神谷代表の発言が、公党の代表としては非常に軽いというふうに感じます。政策が選挙前から変化しているように感じているところです。選挙中に掲げた日本人ファーストは選挙のキャッチコピーなので、選挙の間だけなのでというような発言をしているのを見ました。幾ら何でもそれはないだろうというのが私の率直な感想です。

それでも、今回、議案提案権も獲得したわけですから、選挙期間中に訴えた政策、あくまでも選挙期間中に訴えた政策ですけれども、それらを法案にして実現を目指すのが有権者への責任だというふうに思います。あくまでも私の感想です。

最近の各社の世論調査では、立憲民主党や国民民主党などを抜いて、支持率が自民党の次になっています。とにかく、今、注目を集めている政党であることは間違いのないと思います。国民の既成政党への失望感から新興政党への期待感が高まって、支持政党も非常に分散していて多党化していると、政局が非常に不安定になってくるのではないかなということ危惧するところです。

一方で、与党過半数割れを受けて、自民党では石破退陣要求が非常に大きくなって、一昨日、石破首相が退陣表明されました。選挙が終わって1か月半以上たちましたが、昨日が51日目だったようですが、自民党内のごたごたで、この間、物価高騰などの国民生活への政策が全く置き去りにされていると、こういった中で政策論議が全く進んでいない、非常に残念だと思います。今後も、総裁選が、今のところ10月4日というような案があるようですがけれども、その後、首班指名選挙とかで新しい総理大臣が決まるまで、なかなか国政が止まってしまうのかなというような状況で国民生活が置き去りにされていると、非常に残念に思います。

そもそも、最近の選挙で自民党が苦杯をなめているのは、裏金問題を中心とした政治と金に

対する国民の不信感によるもので、まずは、その裏金問題に関わった方々が自らの襟を正して説明責任を果たす、それが大事でないかなというふうに思います。それと、自民党、選挙で負けた、負けたと言いますけれども、曲がりなりにも支持率はトップなんですね。国民から最も支持されている政党であるのは間違いないので、もっと自信を持って行って頑張ってもらいたいというふうに思います。

いろいろと言いましたけれども、ここで市長にお伺いします。

平山市長は、今回の参議院選挙について、選挙戦を通じて、また、その後の結果を受けて、また、その後の今の状況を受けてどのような評価をされているでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員から、今の選挙結果を受けて、いろいろと御意見というか、感想を述べられたところでもございます。

私から申し上げるのも、少数与党と参議院選でもなったということでございますので、それは、そうなるだけの原因があったのではないかというふうには思います。ただ、石破首相が掲げた政策、地方創生2.0、また、ほかの農業振興とか南国市に大きく影響があるような施策もいろいろと計画をされておったところでございます。

今、少数与党になったとはいえ、もちろん、自民党が最大の国民の支持を受けておる政党でございますので、今後、そういった地方に関わる大きな政策の流れというものはしっかり引き継いでいただき、また、今、物価高等への対策も、少数与党となりましたが、他党との連携も図りながら、しっかり進めていただきたいというふうに思うところです。早く新しい首相が決まって、今の状況に早く対応していただきたいと思うところです。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ありがとうございます。

少数与党になったんで、政権交代があり得るかもしれんというふうに思ったりもするわけですが、今回の参議院選挙では物価高騰対策が中心的課題で、給付か減税かという選択になったというふうに捉えたわけですが、特に減税については、消費税にしろ、ガソリン税の暫定税率にしろ、地方自治体の財源にも大きく影響を及ぼすということです。同時に、今回の選挙では、外国人問題などもクローズアップされましたけれども、その財源、地方財政にも影響を及ぼすような課題があったと思います。

全国知事会では、代替財源なしの減税には反対、また、外国人も、地方自治体にとっては生活者、地域住民であり、あらゆる産業、介護現場などで外国人労働者に依存している現実の中

で、排外主義を否定し、多文化共生を目指す、そうした方針が議論されたようです。

また、ガソリン税の暫定税率については、全国市長会をはじめとする地方六団体などの会長の連名で、唐突な廃止は財源不足を招き、地方行政が機能不全になる懸念がある。恒久的な代替財源の確保を前提に丁寧な議論をという緊急提言を与党に提出して、野党にも出すというところのようです。

では、平山市長は、今、混沌としている国政の中で、地方自治体の首長としてどのように国政に向き合い、対応していこうと考えておられるのか。とりわけ財源確保の問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 市長としては、これまでも国に対しましては、全国市長会を通じて、全国市長会の前段には高知県の市長会、また四国市長会があるわけですが、そういった市長会を通じた制度や基準の見直し、また財源確保等の要望を行ってきたところです。私も財政委員会の副委員長も務めたところでもございますので、そういったことを通じて各省庁に要望にも伺ったところでもございます。

また、南国市の個々の施策、防災にしても、国土交通省関係の河川の要望等、安全・安心、国土強靱化の対策、また、財源等、地方交付税等、そういった要望、また、国営圃場整備等、そういった各施策につきましては、各省庁や県選出の国会議員の皆様には御要望に伺い、お話をさせていただいておるところでございます。そういった要望活動を引き続き行ってまいりたいというように思います。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 全国市長会を通じて、あるいは要望活動を通じて、国との関係で財源確保に御努力いただきたいというふうに思います。

それでは次に、2項目めの子育て支援について質問させていただきます。

私ごとになりますが、私は、この5月末から8月中旬まで、娘が孫を連れて里帰りしていました。2か月半の間、生後3か月半から6か月の孫を見ていたというようなことで、この間に感じたこと、いろいろ子育て支援について考える機会がありましたので、今回、質問させていただきます。

まず、保健衛生関係についてです。

産前の妊婦健診についてですが、南国市の妊婦健診はどのような仕組み、支援を行っているのでしょうか。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 南国市では、妊娠届出時、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査14回分、妊婦歯科健康診査1回分、産婦健康診査2回分の受診票つづりをお渡ししています。妊婦一般健康診査につきましては、各医療機関との集合契約により県下統一の様式で実施しており、高知県内の契約医療機関であれば無料で妊婦健診を受けることができます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ありがとうございます。

次に、出産後の乳幼児の健診についてですが、市広報やホームページを見ると、4か月、10か月、1歳8か月、3歳6か月と、それぞれの健診の案内が出ています。その周知方法など、どのような対応をしているのか。また、里帰り出産などにより南国市から市外に出ている方への対応についても、併せてお答えいただきたいと思います。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 対象となる乳幼児の保護者に向けて、約1か月前に健診実施についてのお知らせの通知と問診票、アンケート用紙を郵送しています。この4月より導入した電子母子手帳の子育てアプリぐんぐんを御利用の方につきましては、アプリに生年月日を登録していただくと、健診開催日の1週間前に、携帯端末のプッシュ通知機能で健診日をお知らせできるので、受診忘れ防止の取組の一つとしてアプリの利用を推奨しています。

里帰り出産につきましては、里帰り中の方から依頼があれば、その方の居所である市町村に健診依頼書を送付し、里帰り先で乳幼児健診が受けられるようにしています。南国市に里帰り中の方につきましても、住所地の自治体より健診依頼書を送っていただければ、当市で乳幼児健診を受診することができます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 里帰り中でも依頼書があったら受けれるということで、私の孫も6か月までこっちにおったんで、4か月健診をこちらで受けれたということやったというふうなことが分かりました。

ところで、娘が里帰りしている間に、高知市の友人と一緒に高知市の保健福祉センターに行って、子供を遊ばせたようです。まだ寝返りも打てないような子でしたけれども、何が言いたいかということ、市外の人でも参加して大丈夫だったということです。南国市でも、このような

里帰り中の人とかでも利用できるような取組はあるのでしょうか。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 南国市には、こども家庭センター内にあるひよこルームを含め、5つの子育て支援センターがあり、全ての施設で市外の方、県内外の里帰り期間中の方の利用が可能となっています。ただ、施設によっては、年齢や曜日で利用対象者を分けている場合がありますので、市広報やホームページ、県の子育てアプリおでかけるんだパスや高知新聞社のウェブメディアであるココハレなどで確認して御利用ください。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 子育て支援センターは、住所地を問わずに利用できるということのようですね。

次に、乳幼児の予防接種についてですけれども、乳幼児には非常に多くの予防接種があって、複雑になってます。なかなか把握して自己管理するのは難しいと思います。毎日、四、五時間ごとに授乳やおむつ替えがあるんで非常に大変で、保護者に対してどのような支援をしているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 子供への予防接種につきましては、生後2か月から7歳6か月までに受けていただく全ての予防接種の予診票をつづった予防接種手帳を、保健師が新生児訪問時に保護者に手渡しをしています。その後、4か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健診の際に接種状況を確認し、未接種のワクチンがある場合は接種勧奨及び指導を行っています。

電子母子手帳アプリぐんぐんを登録されている方には、接種期限前に勧奨メールを送信、接種期限前には未接種児を抽出し、書面で接種勧奨を行っています。就学時健診の書類には、接種勧奨の文書を同封、就学後は、新規の予診票送付時点で未接種がある家庭には接種勧奨の文書を同封しています。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） そういえば、私も子育てするときに、予防接種の冊子をもらったかなというような記憶がよみがえってくるわけですけれども、私の娘が住むところは、電子母子手帳みたいなのはないようですけれども。ところで、実は里帰りしてた孫ですけれども、県外で接種するというので、居住している市に予防接種依頼書の交付を受けて、依頼書を持って、

こちらの病院で接種する予定でしたが、ある小児科に問い合わせたところ、県外の子供の予防接種は行っていないと言われたということで、受けることができる場所を探しましたがけれども、病院では、一旦10割負担しておいて、後から地元に戻って補助を受けるという形になりました。

では、南国市では、南国市民が県外で里帰り出産をした場合など、こちらで予防接種を受けることができない場合には、どのように対応されているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 県外の医療機関で接種を希望される場合は、ホームページにある申請書類をダウンロードしていただくか、郵送により申請書を送付し、申請書受付後、申請者が接種を希望する医療機関宛てに依頼書を発行しています。依頼書による予防接種費用につきましては、償還払いで精算しています。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 南国市も依頼書で接種可能ということのようですね。

私の身内の話ばかりで申し訳ないんですけども、実は、先ほど予防接種依頼書を帰省先に送っていただくようにしていたんですけども、接種前日になっても届かないということがあって、担当部署に連絡したら、担当の方が接種予定の病院に直接電話していただいて、スムーズに受けることができたということがありました。ぜひ南国市でも、そのようなきめの細かい対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、経済的支援についてですけども、出産費用については国からの出産補助があって、南国市の国保は48万8,000円のようなのですが、娘が住んでいる埼玉県で出産した場合、娘は社会保険ですけども、給付される50万円では足りないということで自己負担が発生するようです。ただ、高知県の場合は、給付金で出産費用におつりが来るというようなことを聞いてます。

ただ、私の娘もそうなんですけれども、JA高知病院で出産できなくなったため里帰り出産ができませんでした。娘の友達なんかは、一人目はJA高知病院で産みましたが、二人目はそれができないと言っているようです。

県も課題に上げていると思いますけれども、出産できる病院がない。このことは、人口減少、少子化問題に大きな影響を及ぼすと思います、産みたくても産む施設がないんですから。

そこで質問ですが、この問題、出産できる施設の確保については、南国市としてはどのように捉えて、どう対処しようと考えているのでしょうか。大きな課題になりますので、市長にお答えいただきたいと思いますが。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） J A高知病院が医師不足などのやむを得ない事情によりまして、2024年9月末をもって分娩の取扱いを休止することになり、住民の皆様には多大な御不便、御不安をおかけしていると深刻に受け止めております。この事態は、少子化が進む中で、市のまちづくりにも大きな影を落とす重大な問題と認識しております。

現在、県内で分娩ができる医療機関は、高知と南国市6、宿毛と四万十市で2、安芸市1の9施設となっており、全国的にお産を扱う施設や医師が少なくなる中、産科医を確保していくのは市町村では限界があり、県内どこにいても安心・安全に出産ができる環境体制を構築するために、県主導の下、医師を確保していく必要があると考えています。

昨年の高知県市長会には、県内の産科医、小児科医の育成確保の要望議案書を提出しています。これを受け、県からは、高知大学への地域枠の確保や県の奨学貸付金制度などによりまして、産科医、小児科医の育成確保に努めているとの回答をいただきました。当市としましても、引き続き産科医師の確保に向けて国、県へ働きかけてまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 高知県内で9つしか産める施設がないというので非常に驚くわけですが、こんな知らないことではいけない話だなというふうに思います。南国市だけでなかなか対応しづらい部分ですけれども、県に任せるだけでなく、例えば高知県市長会であるとか町村会なんかと力を合わせて、奨学金制度をつくることなんかも有効な手だてではないかなと。いろんな形で御努力をお願いしたいと思います。

実際に南国市民の出産といいますか、出生児ですけれども、どこで出産されているのでしょうか。把握されているのか、データがあるなら伺いたしたいと思います。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 高知県内での出産医療機関の内訳としましては、令和6年度の実績になりますが、高知医療センター109件、高知大学医学部附属病院67件、高知赤十字病院21件、高知ファミリークリニック6件、国立病院機構高知病院5件、高知県立あき総合病院3件となっています。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 医療センターとか医大病院なんかは、なかなか一般の方がかかれる病院じゃないかと思ってましたけれども、ほとんどがそちらで実際には出産されてるようで、公的病院ばかりのようですけれども、なかなか大変な現実があると思います。

そういった中で経済的支援ですが、具体的なこととなりますが、また私ごとですが、私の娘が、妊娠が分かって母子手帳を発行してもろうたときに5万円、それから出産後に5万円の補助を頂いたそうです。それぞれ妊娠届出時が出産応援給付金、出生届出時が子育て応援給付金というようではありますが、市町村によって違うのかなと思いましたが、所長に聞いてみたら、これ国の制度で、全額国費で、全国どこでも受けれるというお話を伺いました。

ただ、娘の住む自治体、具体的には埼玉県鴻巣市ですけれども、ここでは、こうのとり出産祝金支給事業というものがあって、これは商工会とタイアップして、出生児1人当たり1万円のお買物券が支給されるようです。

そこでお伺いしますが、南国市ではそのような事業はあるのか。なければ取り組んでいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 令和4年度から実施してきた出産・子育て応援給付金事業に代わり、今年度から法定給付となる妊婦のための支援給付金事業が始まり、給付対象者を妊婦と位置づけ、妊娠届出時に5万円、出産後に胎児の数掛ける5万円を妊婦だった方に給付しています。これまでは支給対象外だった流産、死産、人工中絶の場合においても給付対象となっています。

本市では、前述の妊婦のための支援給付金事業や18歳になるお子さんの年度末までの医療費助成、おたふく風邪やインフルエンザの任意接種への助成など子育て家庭への経済的支援を行っているところです。

御提案の出生児への商品券助成は、子育て世帯への支援と地域経済を活性化させる点で意義のある取組ではありますが、対象実施数に応じての財源の確保と経済的な取組が必要となり、ほかの子育て施策とのバランスを考えていかなければなりません。より効果的な子育て支援の在り方につきましては、引き続き検討してまいりたいと思えます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 慎重なお答えで、対象児童数に応じてというような話もあると思えますけれども、出生児が年間300人を切っているような現状です。医療費助成と比べても少額で済みますが、地域経済の活性化ということも言われましたので、ぜひ検討されてはどうかというふうに思います。

ところで、先ほど予防接種についてお伺いしましたがけれども、定期接種は定められた時期に接種すれば無料ということですが、本人の体調など、その他の理由によって時期を逃し

た場合、こういった場合の救済措置はあるのでしょうか。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 接種対象年齢は予防接種法で定められているため、接種対象年齢を過ぎた場合は任意接種となり、費用は自己負担となります。ただし、免疫疾患等で長期にわたり定期接種を受けられなかった場合は、主治医記載の意見書などで対象年齢を超えても定期接種の機会が確保され、公費負担でできる場合がありますので、御相談いただければ対応いたします。また、ワクチン不足により接種時期が延長される場合もあり、令和6年度の麻疹・風疹混合ワクチンの不足により、対象につきましては、2年間の接種時期が延長されています。

予防接種には、その病気を予防するための標準的な接種時期が認定されていますので、決められた時期に必要な予防接種を受けていただくようお願いいたします。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 私ごとですけれども、私の娘、受けるその日に発熱があつたりして受けることができずに、段階的に受けないかんようなものが受けれないということで、全部受けなかったというような経験があつて、それでお伺いしました。

ところで、法で定められた定期接種と違って、おたふく風邪などの任意接種には自己負担が必要ですが、これへの支援について、先ほど所長が述べられましたが、もう少し具体的な支援内容を教えていただきたいと思います。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 南国市では、平成21年度から任意接種であるおたふく風邪に、1歳以上7歳未満のお子さんに3,000円の助成を、お子さんのインフルエンザにつきましては、令和5年度から1歳以上高校3年生に当たる方に、13歳未満の方には2回まで、1回1,000円の助成を行っています。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 3,000円とか1,000円とか、多いか少ないかはありますけれども、対象数も多くなってきましたので、額については、また検討をというところでとどめたいと思います。

次に、話はちょっと変わりますけれども、防災に関連する話になりますが、先ほどから紹介している埼玉県鴻巣市では、出産後、健診に向いた際に、6個入りの携帯ミルクを頂けたそうです。これは、災害時の備蓄品として準備をしているものを、消費期限を見て子育て家庭に配付しているようです。

そこで質問ですが、まず、災害時用の備蓄品について、妊婦または出産後の乳児用の備蓄品は十分に備えているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 災害用備蓄品につきましては、高知県備蓄方針及び南国市備蓄計画に基づき定めた品目、数量を目標に備蓄を進めております。妊婦及び乳幼児用の備蓄品目として、粉ミルクや液体ミルク、乳幼児用のおむつなどが定められておりますが、本市では、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、乳幼児用の紙おむつ、乳幼児用ベッド、授乳などで使用できる間仕切りルームを備蓄しております。

粉ミルク及び液体ミルクにつきましては、計画の目標数量を満たしておりますが、哺乳瓶、乳幼児用おむつにつきましては、まだ目標数量に達しておりませんので、順次備蓄を進めているところです。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ありがとうございます。

では、それらの備蓄品について、先ほど紹介したような子育て支援として役立っているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 乳幼児用の備蓄物資のうち、消費期限のある粉ミルク及び液体ミルクにつきましては、消費期限の近づいたものを保健福祉センターの子育て支援事業を通じて参加者に配付したり、子育て支援課を通じて保育所や託児所等へ配付するなど活用をしております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 消費期限があるものについては、そういった活用が大事だと思います。ミルクだけではなくて、授乳スペース用も備蓄されているということですので、非常に安心できるのかなと思います。

授乳室については、災害時に限らず、日常的に外出したときに必要で、娘はイオンにあるとあって言っていましたけれども、そういったことで、南国市内の量販店などへの設置を支援することも必要ではないかなと、今後検討いただきたいと思います。

私自身が実際に出産間もない子供の子育てに関わって感じたことは、保育施設などのハード事業ももちろん必要ですけれども、子育て家庭にとって、日々の身の回りのこと、ソフト面がとても大切だということです。本当に大変な毎日です。物心両面の支援が必要です。

なお、保育所の入所についてですけれど、今回は質問しませんが、私の娘は、この10月に職場復帰しようと思ってましたけれども、希望する保育所にゼロ歳児の空きがないようで、年度内は無理だろうというようなことで言われています。とりわけ、低年齢児の保育入所については、認可外も含めて整備が必要だとも思います。そのあたりも含めて、市長には、子育てしやすい南国市を目指して奮闘いただきたいと思います。

1つだけ、保育所への通所に関連して質問したいのですが、乳幼児の通園に車で送り迎えするにはチャイルドシートが必要になります。夫婦が都合がつくほうが送り迎えするとなると、両方の車にチャイルドシートが必要になるということです。このチャイルドシートへの助成はあるのでしょうか。なければ支援はできないのでしょうか。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 南国市では、チャイルドカーシート購入費への助成はしていませんが、1歳までのお子さんを対象にベビーカーシートの貸出しを行っているところです。しかし、借りたいときに借りられない、市が管理する上で安全性を確保できないなどの問題点も有しています。

本市の子育て支援の施策につきましては、限られた財源の中で保育環境の整備や医療費、予防接種への助成など継続的に必要性の高い施策に重点を置いて進めているところでございますが、市民の皆様の声を伺いながら、より効果的な支援の在り方を検討する必要があると考えています。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） チャイルドシート、私も2か月半も借りるわけにいきませんので、自分で買って、今も私の車についてますけれども、車での移動には、どうしてもチャイルドシートは絶対に必要なものですので、ぜひ支援を検討してほしいと思います。

チャイルドシートも2万円から5万円とか結構高いんですが、ベビーカーは10万円ぐらいするとか、それから、だっこひもも3万円するとか、本当にいろいろお金が必要です。自由に使えるという意味では、先ほど紹介したお買物券なんか便利かつ有効な支援策だと思いますが、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次、3項目めの生活環境についてですが、市長には、去る6月28日に開催された大籾地区の町部落長会総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。その席で部落長から出されていた課題を市長は直接聞かれたと思います。出されていたのは街路灯の問題、ごみ処理の

問題、そして、転居者が多い大篠地区特有の課題ですが、自治会に入らない人が多い、そのような問題でした。

自治会への加入については、おかげさまで、一昨年12月議会での私の要請に対応していただき、市民課窓口で転入届を提出しに来た方に加入案内のチラシを配布していただけるようになりました。それによって、即、加入に結びつくかどうかは分かりませんが、一定の効果はあると思います。ありがとうございました。

そこで、今回は、残りの2つの課題について質問させていただきます。

まずは街路灯、防犯灯についてですが、これについては、私は、これまでも何度となく質問してまいりましたが、昨年9月議会では、自治会の解散などが増え、全国的にも防犯の観点から、街路灯の管理を行政の管理に切り替える動きがあると。そこで、南国市でも市の管理に移せないかと質問をしたところ、危機管理課長から、人員面からも、費用負担の面からも難しいという回答でした。それならばと、高知市を例に挙げて、高知市は、設置費に加えて電気代の7割弱を補助している。南国市でも街路灯の電気代への補助をお願いしたいと要望したのに対して、課長からは、本市での自治会の解散や、それによる防犯灯の維持が難しい地域がどの程度あるのかなどを調査して、その結果により検討すると、うまくかわされてしまいました。

調査を実施したかは別として、改めて市民の安全・安心を守るためにも、防犯灯、街路灯は必要なものであり、電気代について市が責任を持つよう、高知市のように地元自治会への補助など何らかの対応を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 各地区で自治会等を中心として設置していただいております防犯灯は、地域の安心・安全を守るために大きく役立っており、改めて地域の方々に感謝申し上げますところではあります。

市としても、各地区での取組を後押しするべく、防犯灯設置に関しましては補助制度を整備しているところですが、電気代への補助となりますと、各地区で管理されている防犯灯の数も多いことから、財政的になかなか厳しい状況であります。御理解いただけますようお願いいたします。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 各地区で管理しているのが多いということですが、どのぐらいあるのか、一回調査してみたらどうかというふうに思います。

それともう一点、各自治会の防犯灯の数の問題ですけれども、防犯灯の更新については、予

算の範囲内で各地区に年間の更新数を配分していると思います。けれども、地区によっては、街路灯の数がとても多い地区があります。具体的に、例えば稲吉部落は76、城陸町には40あります。電気代を節約するためにもLED化を早く進めたいのですが、年間に補助してもらえる数に限りがあるため、なかなか進みません。そこで、この割り振りの数を地区にある防犯灯の数に応じて配分できないものでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 南国市防犯灯施設設置事業補助金に基づく補助につきましては、以前は応募件数が多かったことから、抽せんの結果、抽せん漏れとなる団体もありましたが、この数年につきましては、各団体について少なくとも1灯は補助対象とできる状況となっております。

予算措置の状況や応募件数の推移を見ながら、募集灯数につきましては随時見直ししてまいります。現時点では、現状の募集内容で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 稲吉だったら76あるということで、20幾つLED化したようですが、まだ50幾つあると。これ、2つか3つずつやってっても20年かかってしまうということですので、ぜひ検討いただきたいと。いずれにしましても、市民の安全・安心のために、行政が財政面から、最終的には管理まで地元へ委託する形でも責任を持ってもらうように改めて要求しておきます。

次に、ごみ処理の問題について質問します。

一昨年、令和5年12月議会でしたけれども、私から、ごみステーションの違反ごみについては、市が責任を持つようにと要請したのに対して、様々な種類のごみが混ざっている場合や大量のごみ袋がある場合、さらに、違反者が特定できた場合でも、連絡いただければ環境課が対応するというような市長答弁がありましたが、この答弁については、しっかりと履行されているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 違反ごみは、収集業者が違反シールを貼り、一定期間、ごみステーションに置くこととなりますが、排出者が違反ごみを持って帰らない場合は、環境委員の方に無理のない範囲で分別及び処理をするようお願いしています。環境委員の方が分別及び処理ができないごみ袋につきましては、環境課職員が対応するようにしています。

また、違反者の特定については、環境委員の業務ではなく、違反者が分かるものがあつた場

合、市に連絡していただくようお願いしています。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ありがとうございます。

環境委員さん、市の委嘱委員で報酬も支払われておりますが、違反ごみについては、日々日時を問わずに排出されるわけで、毎日御苦労されているところです。特に指定ごみ袋でない場合や指定日でないごみは、先ほど課長からもありましたけれども、違反シールを貼って一定期間置いて、持って帰らない場合は環境委員が分別をするというようなことのようにですが、一定期間置くというのは衛生面からどうなのかと。また、結構、他の区域から車で通りかかって落としていくという方も見受けられます。

そこで、改めてお伺いしますが、違反ごみを委員が分別する際に、違反者が特定できない場合ということは、環境委員に犯人捜しをしろと言っていると思いますが、連絡してもらえれば、あとは環境課で対応するとのことですが、条例違反に対応するのは市の責任でお願いしたいと。そのあたりの対応について整理してお答えいただきたいと思います。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 衛生面の件ですが、全ての違反ごみを一定期間置くわけではなく、例えば資源ごみの中に生ごみが混ざっている場合や臭いがあるものが混ざっている場合は、環境課職員がすぐに回収をするようにしています。また、先ほども答弁しましたが、環境委員の方には、できる範囲で分別及び処理をするようお願いしており、分別及び処理ができない場合は、環境課職員が対応しています。

また、違反者の特定については、環境委員の業務ではなく、違反者が特定できるものがあつた場合のみ市に連絡していただくようお願いしています。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 無理のない範囲でというような言葉もありましたけれども、環境委員については、輪番制で回しているところもあるというふうに聞いてます。できる限り環境委員さんに負担をかけないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問、防災行政についてです。

避難所の整備について質問します。

私は、この3月議会で商工会館を避難所として利用できるように、剥落の危険性がある外壁の改修に対する支援を求めたところ、今議会に関連の補正予算870万円が計上されています。本当に素早い対応をありがとうございます。この商工会館が避難所として利用できるようにな

れば、人口が密集する中心市街地、とりわけ、その近くに住む皆さんにとっては、とても安心できることになると思います。

この商工会館については、指定避難所を目指すとお答えをいただいたと思いますが、運営については、他の指定避難所のように、市から職員を派遣するようになるのでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 商工会館につきましては、南海トラフ地震等大規模災害が発生した際の避難所として開設することとなりますが、発災時には、他の指定避難所と同様、避難された方々による避難所運営を災害対策本部としてしっかりと支援する体制を取ってまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 指定避難所ということですので、市が責任を持つということで、よろしくをお願いします。

指定避難所ということですので、備蓄品なども準備されるのでしょうか。管理する場所の問題もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、高知県備蓄方針及び南国市備蓄計画に基づき、公的備蓄、家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄及び流通在庫備蓄の形で備蓄物資の推進を図ることとしております。そのうち、公的備蓄につきましては、本市で想定される避難所避難者数1万6,000人を対象者数として備蓄を進めており、分散備蓄が可能な指定避難所につきましては、あらかじめ一定数の物資や資機材を防災備蓄倉庫等へ備蓄しております。

商工会館につきましては、避難所として指定する際に商工会とも協議させていただき、可能な場合は、あらかじめ分散備蓄を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ありがとうございます。早く避難所が一つ増えたらいいかなと思います。

ところで、8月21日付の高知新聞に、南海トラフ事前避難52万人という記事がありました。内閣府の調査したもので、巨大地震警戒が出されたときの事前避難の人数で、高知県は最大9万2,000人、都道府県別で最多ということで、21市町村が対象地域を指定しており、対象者を精査できてない自治体もあるという報道でした。

この内閣府の調査について、対象地域は指定済みなのか、対象者数はどのくらいいるのか、

南国市はどのように回答されたのでしょうか。避難所の整備の状況も併せてお答えください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、南海トラフ地震（巨大地震警戒）が発表された際に、避難指示を発令する住民事前避難対象地域を指定しております。具体的な対象地域は、1、平成24年12月公表の高知県津波浸水予測により津波浸水が想定される区域、2、高知県の指定する土砂災害特別警戒区域のうち、土石流及び急傾斜地に係るもの、3、耐震性のない住居であり、避難対象人口は約2万1,600人です。内閣府の調査には以上の内容を回答しております。

避難所の整備状況につきましては、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の避難所として特別に整備しているものはなく、地震・津波災害を対象とした59か所、収容人数1万1,433人となっております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 対象人数が約2万1,600人ということで、南国市の人口の半分になってくるということですが、避難所の収容数が1万一千四百何人ということで、1万人分足りませんが、今後の対策の進め方をどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 南海トラフ地震臨時情報は、突発対応が基本の地震災害に対して、事前対応が可能となる可能性のある情報であります。本市としては、最大限この情報を活用できるよう対応方針を定めているところです。

臨時情報を有効に生かすためには、住民がためらわず避難していただく必要がありますが、指定避難所だけでは、事前避難対象者を全て収容できる状況ではありません。この課題の解決が必要であります。

内閣府作成の南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインでは、「可能な限り知人宅や親類宅等への避難を促したうえ、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う」となっております。市として避難所として利用できる施設をさらに検討するとともに、住民に対しては、知人宅等への避難をあらかじめ検討していただくよう啓発してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 啓発していくということですが、市民に臨時情報が発表された場合の行動について徹底した周知が必要になってくるというふうに思います。

ところで、実際に地震が発生したときに、指定避難所以外に緊急避難場所として協定を結んでいる場所があると思いますが、それはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 地震発生時の緊急避難場所は、地震の揺れによる建物倒壊や地震火災、津波などから身を守る場所として、学校のグラウンドや公民館の駐車場、津波避難タワー、山の高台などを指定しております。そのうち、民間企業の所有地など協定を結んで緊急避難場所としている場所は、ケアハウス白山荘、J A高知病院、高知空港旅客ターミナルビル、高知大学物部キャンパス校舎、高知工業高等専門学校、岡豊高等学校、伊都多神社、禅師峰寺など8か所となっております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 8か所あるということでしたけれども、地元の方は御存じかも分かりませんが、外出時なんかには、なかなか知らない方が多いということですので、地震はいつ起こるか分かりませんので、こういった情報なんかも市民に伝えていったらいいかなというふうに思います。

最近、異常気象などもあって、想定を超える災害の発生が非常に多くなっています。そういったためにも、備えあれば憂いなしと、さらなる防災への取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろ財源が必要な話もさせていただきましたけれども、ぜひ全体として私の要望をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時55分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（岩松永治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 議席番号8番、日本共産党の杉本理です。

今回はトップバッターでの質問をしようと、くじを引きに行きましたけれども、3人中3番目ということで、午後からの登壇となりました。よろしくお願ひいたします。

まず、参議院議員選挙と同時に行われました市長選並びに市議補選で当選されました平山市長と浜田議員、御当選、そしてお誕生日、誠におめでとうございます。それぞれ掲げられた公約実現のため御尽力されることと思います。お二人とは、市議の任期でいえば、あと2年ちょっとということになりますけれども、市民生活向上のために、共に頑張っていこうではありませんか。

さて、今回の一般質問では、通告してあります次の4点を取り上げることにいたしました。順次お伺いをしてまいりますので、御答弁よろしくお願い申し上げます。1番目が、平和行政として、戦争企画展、平和首長会議原爆ポスター展、そして高知龍馬空港特定利用空港指定化を伺います。2番目として、子供の居場所として子供の学習・生活支援事業、校内サポートルームなど教育委員会の取組、そして子ども食堂を伺います。3番目として、多文化共生の南国市として国際交流事業や外国人の南国市での生活についてお伺いをいたします。4番目として、文化財として遺跡発掘調査等事業及び一般文化財保護事業についてお伺いをいたします。

まず最初に、平和行政について質問をいたします。

午前中の今西議員も取り上げておりましたが、今年2025年は、第2次世界大戦の敗戦から80年の年であります。今年の夏は、加害と被害にどう向き合っていくのか、これが鋭く問われたのではないのでしょうか。広島・長崎の平和記念式典では、様々な方が戦争や平和、そして世界の非核化に向けたスピーチが述べられました。中でも、抑止力としての核兵器は廃絶をという内容には、まさにそのとおりで感じました。

さて、私は、この場で何度か本市の平和行政の充実を求めて質問を重ねてまいりました。今年の6月議会において、今回の戦争企画展について質問をまいりましたが、いよいよ開催が迫ってまいりました。詳細についても大分固まってきたことと思います。改めて今回の戦争企画展について、これまでの取組や取り組まれる内容について御紹介をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 本年、戦後80年という節目の年でありますので、戦争を風化させないために戦争企画展と記念講演を開催するように準備を進めております。広報7月号や市ホームページにも記事を掲載し、7月1日から8月29日の募集期間に市民からお預かりした戦争遺品は、8月末現在で15人の方から52点集まっております。それらの戦争遺品を10月25日から11月3日の10日間、地域交流センターMIARE！にて行う戦争企画展で展示をする予定です。また、広報8月号では、「戦後80年 ヒトとモノが語る戦争」と題して2ページの特別記事を企画し、掩体の年表や前浜4号掩体の発掘調査報告も掲載いたしました。

そして、最近の高知新聞に記事が載りましたが、香美市の高校生が同掩体の模型を72分の1スケールで製作しておりますので、この掩体模型も戦争企画展に展示される予定となっております。

広報10月号にて戦争企画展と記念講演の詳しい内容が載る予定ですが、戦後80年特別記念講演として、10月26日の日曜日には、M I A R E ! のホールにて、前浜4号掩体発掘調査報告と、戦争遺跡保存全国ネットワーク共同代表である出原恵三氏による「高知の戦争遺跡」と題した記念講演も予定しておりますので、ぜひ多くの市民の皆様にお越しいただきたいと思っております。

また、今回、戦争遺品をお預かりしております15名のうち8名の方から市への寄贈の意向をお示しいただいております。今回、お預かりしている戦争遺品は文化財係事務所にて保管できるようであるため対応可能ですが、今後は、随時の寄贈希望にも対応できるよう文化財の保管場所を確保できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 詳細に御答弁いただき、ありがとうございます。約2か月間の募集期間に15名、52点もの御協力をいただいているというお答えでした。

終戦から80年たっておりますので、相続の際などに散逸していてもおかしくない年月であり、今回の展示は本当に貴重なものだと思います。今回、遺品をM I A R E ! で展示するということですが、具体的にM I A R E ! のどのあたりに展示する予定で考えられていますか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） ホワイエという、ホールの横の展示スペースに展示をする予定であります。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ホワイエというと、ホールの小学校側の窓側の通路みたいなどころってということでしょうか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） そのとおりでございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。小学校側の明るいスペースってということで御答弁をいただきました。

企画展では、もう一点お伺いをさせていただきます。

以前にも質問させていただきましたが、今回、御答弁では、15名のうち8名の方から市への

寄贈の意向をいただいているということではありますが、今回の展示以降も、随時、今後も受け付けているという理解でよろしいですか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 随時受付をしたいと考えております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。これからも、私のほうからも、市民の方から多くの寄贈があることを願っております。

次に、ポスター展についての質問に移ります。

私は、お盆前に市役所に用があって来庁したところ、2階でポスター展が開催されておまして、おう、原爆ポスター展をやりゆうがやなということで、本市でもこのような展示がされてるんだなと思い、非常にうれしく思いました。以前より、この場所において、さらなる南国市の平和行政をと求めてきた議員の一人として、質問が少し実ったかなと思ったことでした。

そこで、まずお伺いをしたいのは、今回の展示について、どのような経緯で開催することになったのか、お答えください。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 本市におきましては、毎年、広島・長崎に原爆が投下された日には、原爆死没者に哀悼の意をささげるとともに、原爆が投下されたそれぞれの時間に、また終戦記念日には、平和を祈念して正午にサイレンを鳴らしてまいりました。今年は終戦から80年という節目の年でもありますので、市役所庁舎2階のエレベーターホールにおいて、8月1日から15日まで原爆ポスター展を行いました。

ポスターにつきましては、本市が加入をしております平和首長会議で用意をされました18枚のポスターを使用しまして、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う平和首長会議からのメッセージとともに展示をしたところでございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

18枚を展示したということで、18枚っていうのは実に絶妙な枚数だなと。多からず、少ないからずと、ちょっと時間を割いて足を止めてみようかなと思うぐらいの量であり、説明文の量であり、本当にいい企画だったなというふうに思っています。

さて、今回の展示について、私自身はそういうような感想を持ちましたけれども、ひょっと来場者の反応なんかがあればお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 特に、そちらでずっと待機をしていたというわけではありませので、全てが把握できるというわけではございませんけれども、掲示場の近くには食堂や自動販売機等もございますので、庁内外の方に足を止めて見ていただくことができたというふうに考えております。戦争と核兵器がもたらす被害の悲惨さを改めて感じるとともに、平和の尊さについて考える機会になったのではないかとというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今、平和の尊さについて考える機会になったのではというお答えでしたが、確かに、あれを見られた皆さんにとって、そういう機会になったのではないかなと私もそう思います。

次に、今回の平和首長会議の原爆ポスター展ですけれども、たしか、開催後に報告書の提出が義務づけられていたかと思えます。本市としてはどのように報告をされましたでしょうか。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 平和首長会議には、開催の結果報告書といたしまして、写真とともに提出をいたしました。この展示の様子につきましては、平和首長会議のホームページに加盟都市の活動の一つとして掲載もされております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 了解いたしました。

こういった形の展示であれば、会場設営や片づけに何日も取られるということもないでしょうし、多分、プリントアウトの掲示だと思うんですが、経費もかからないですし、そういった点でも気軽にできるものだと思うんです。

今回は、答弁にもありましたとおり、80年という節目の年で展示をされたのだと思いますが、ぜひこれを毎年開催したらいいのではないかなと思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） また、これから平和行政ということと内容をどうしていくかということも含めて、来年以降、どういう開催にするかということも考えていきたいと思えます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 了解いたしました。

今回、あれは、多分、初めてやったことだと思いますけれども、毎年やるのは、なかなか難しいかもしれませんが、原爆被害について風化させない努力をしていくということも行政の大事な役割だと思いますので、引き続き毎年の開催について検討していただけるようお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、高知龍馬空港特定利用空港指定化について質問をいたします。

午前中の今西議員も質問されておりましたが、よろしくお願いをいたします。

県内の港湾が指定される流れになった際も、龍馬空港も指定と、いつき報道されることもあり、私も市議会において質問をさせていただきました。そういった経緯もあり、やはり狙われていたのかと、諦めていなかったんだなというふうに思いました。

午前中の答弁で、国からの説明状況は多少分かりました。それで、内閣官房のホームページにQ&Aが掲載されているということで、私もQ&Aを少し見ましたけれども、いまいち納得できないというか、なかなか理解し難いと思うんですが、このQ&A、どのような内容が掲載されているのか、少しピックアップして御説明いただけますでしょうか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 国は、本取組を広く理解してもらうよう、内閣官房のホームページに資料等を掲載しているとのことでありました。先ほど言われましたQ&Aを4つほど紹介したいと思います。

1つ目は、有事を対象とするものかとの問いに対しまして、答えが、この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律等に基づき行われます。また、その際、どの空港・港湾を利用することになるのかについては、特定利用空港・港湾であるか否かにかかわらず、その時々状況に応じて必要な空港・港湾を利用することとなりますとの回答が記されています。

次に、2つ目ですけれども、選定理由はとの問いに対しまして、この取組において、空港・港湾の対象候補を選定するに当たっては、自衛隊、海上保安庁が厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、例えば島嶼が広い範囲にわたり存在する南西諸島や部隊等の所在地の近傍に所在するなど、それぞれの空港・港湾の重要な特性に着目し、その整備状況等も踏まえて選定していますとの回答であります。

3つ目に、有事において攻撃目標になるのではないかとの問いに対しましては、自衛隊、海

上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきています。今回、さらなる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も、自衛隊、海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えません。むしろ、自衛隊、海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものですとの回答が記されています。

最後に、地元にとってどのようなメリットがあるかとの問いに対しまして、平素から担当者間で連携することで、災害時の対応などの緊急性が高い場合においても利用調整を円滑に行うことが可能になります。また、平素の訓練等を通じて自衛隊、海上保安庁が空港・港湾のそれぞれの特性を習熟することで、災害時の対応などにおいても、より迅速かつ安全に部隊や物資を展開・輸送することができるようになります。さらに、特定利用空港・港湾については、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の観点からの重要性も加味しながら当該整備の重要性を検討し、必要となる予算の確保及び、それに基づく事業のより着実な推進に努めます。このように、自衛隊、海上保安庁が円滑に空港・港湾を利用できるようになること、また、必要な整備が促進されることは、これまで以上に自衛隊、海上保安庁による災害等の効果的な対応につながり、ひいては地元の皆様の安全に資するものであり、地元の皆様にもメリットになるものと考えていますとの回答が記されています。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今、Q&Aから抜粋してお答えをいただきました。ありがとうございます。

この文章ですけれども、特定利用空港にかかわらずだとか、どうもすっきりしない説明だと思うんですよね。また、今、近隣の部隊という記述を読み上げていただきましたけれども、今回のことでいえば、香我美町の高知駐屯地のことだとは思いますが、このQ&A、龍馬空港に限ったQ&Aじゃないわけですよね。そういう意味では使い回し、全国どこでも使えるようなQ&Aを持ってきて、高知県民、南国市民納得しろという、本当に居丈高と言っても差し支えないような文章だと思うんです。近隣の部隊というのであれば、香我美町のあそこだよと、なぜ明示してはっきりした説明をしないのか。文章も、回り持って言ってることばかりで、分かりづらいこと、この上ない文章だと私は思っています。

次にお伺いをいたしますが、高知龍馬空港に、先日の予防的着陸を除いて自衛隊機などの軍用機が過去に離着陸したことはありますでしょうか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 調べてみましたが、直近では、2023年の高知龍馬空港での空の日のイベントに自衛隊の輸送機が着陸し、見学・展示が行われております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 空の日のイベント、平和的に行われる。子供たちも来て、客室乗務員の制服も、私の子供なんかも着させていただきまして、本当に楽しいイベントだなと思うんですけども、過去には、2年前には自衛隊の輸送機が着陸して見学・展示が行われていたということが分かりました。

ただ、本市は、旧海軍飛行場が80年前まであったわけですから、まだ御高齢の方にとっては、戦闘機が飛んできた、私が機銃掃射をされた、私の父が機銃掃射をされたというのが記憶にあるような土地であります。そういったところに戦闘機が来る、軍用機が来るというのは、より丁寧な説明が求められることではないでしょうか。

次に、高知龍馬空港が指定されることについて、Q&Aの中で国の立場としてのメリット、デメリットを御説明いただきましたけれども、改めて本市としてのメリット、デメリットをどのように考えておられますでしょうか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） メリットとしましては、自衛隊、海上保安庁が空港を平素から利用することで、空港や空港周辺の地理、気候の特性等を習熟することができ、南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、自衛隊と連携した迅速な対応が可能になること等を考えております。

デメリットにつきましては、自衛隊機の騒音とか、あと県民・市民の不安感であるというふうに思います。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

国が言うように、今、御答弁がありましたように、確かに大規模災害の発生に備えておく、これは大事なことだと思うんです。本市は南海トラフ地震などの大規模の災害があるということとは分かり切ってるわけですから、これは大事だと思うんです。だったら、自衛隊機だけではなく、民間機や海保や各県の警察なども、そういうときには救助に来てくれるということにな

と思うんです。じゃ、そういう方たちに来てもらって習熟してもらおうという体制にはなっていないわけですね。そういったことも必要だとは思いますが、そういったことは、日頃、龍馬空港ではされていないと思うんです。

それから、デメリットとして挙げられた騒音と不安感ですけれども、これを払拭するためには、どのようにすればよいとお考えでしょうか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） まず、市民・県民が不安感を持っているということを国のほうに伝えて、あと、8月4日の国からの説明会の中で、県とともに申し入れた3つの項目、これが守られるように、引き続き国からの丁寧な説明を県とともに求めていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今、とても大事な答弁だと思います。

現時点では、明らかに国からの説明は、私、十分だとは思っていません。日本共産党は、党高知県議団と7月に初当選した白川参議院議員、そして私、杉本とで、先日、防衛省などの担当者とZoomでのレクを行いました。その中で国は、Q&Aをホームページに載せているので、住民への説明は自治体が行ってほしい、国が地元説明会を開催するようなことはしないと。そして、地元の意見によって指定を取りやめるようなことはしない旨を答えています。こういった国の姿勢がある以上、立地自治体として、県と連携して、先ほど言われた3項目の遵守や丁寧な説明を求め続けるよう私からもお願いをいたします。

次に、指定に向けたスケジュールはどのようになっているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 国としては、年度末をめどに関係閣僚会議を開催し、会議資料の公表をもって、高知龍馬空港を特定利用空港として令和8年度予算と併せて公表することを予定しております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今言われた内容も、これも共産党へのレクの中で同様の姿勢が国から示されてきました。何月何日とかをはっきり言わんがですよ。12月とか1月とか3月とか、もう決まっちゃうはずなのに言わんがです。令和8年度概算要求と関係閣僚会議、これほぼ似たような時期に行われ、クリスマスぐらいかなとは思いますが、そういうスケジュールにはなるかとは思いますが、明言もされませんし、分かりませんが、引き続きそこに向けて、住民の不安解消に向けて南国市として必要な手だてを取っていただけたらなというふうに思っ

ています。

この問題、最後に市長にお伺いをいたします。

今回の特定利用空港指定について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 今回のことにつきましては、県民・市民の不安感というものはあろうと
いうように思いますが、高知龍馬空港が国管理の空港であるということから、指定に対して市
が同意を求められる立場にはないというところがあります。県とともに国に申し入れた3つの
項目について、しっかり国のほうで対応していただきたい、守っていただきたいと思うところ
です。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 確かに、龍馬空港は市の空港ではありませんので、市が何か決定できる
わけではないという市長の答弁は理解はできることであります。市長からは、課長答弁同様に、
3項目を国に守ってほしいということでもありますけれども、今回の国の文書では、指定化は抑
止力にもなるという記述もありました。軍備増強をすれば周辺国は不安になり、それを上回る
軍備増強をする。そうすれば、それを上回ろうとする。まさに軍拡の悪循環に陥るのが抑止力
論ではないでしょうか。

日本共産党は、戦争の準備ではなく、平和の準備をと訴えています。平和行政を継続してき
た本市だからこそ、今回の指定化に対して毅然とした態度で臨む必要があることを述べて、次
の質問に移ります。

次は、子供の居場所としまして、子どもの学習・生活支援事業ということでお伺いをさせて
いただきます。

6月議会に引き続き、生活困窮関連事業をお聞きいたします。その中で、子供の居場所、学
習や生活を支援する事業について、どのような事業なのか、改めてお聞かせを願います。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮者自立支援法に定め
る事業として、困窮の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援及び保護者
も含めた生活習慣、育成環境の改善に関する支援を提供する事業であります。南国市では学習
支援室を常設してまして、学習の支援のみならず、生活習慣の改善や社会性の向上なども目的
として、居場所の提供や広範な相談支援などを実施しています。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番(杉本 理) ありがとうございます。

次に、この事業を始めてから少し期間がたつと思いますが、始められたきっかけや経緯などについてお答えをお願いいたします。

○議長(岩松永治) 福祉事務所長。

○福祉事務所長(天羽庸泰) 始まりなんですけども、平成21年11月に福祉事務所のケースワーカーが高校進学希望の被保護世帯の中学3年生の母親から相談を受けたことがきっかけでして、その後、相談を受けた福祉事務所のケースワーカーが業務終了後に中学生を個別指導して、また、そのとき、ほかのケースワーカーも得意科目で協力したのが始まりでして、平成22年春には志望する高校に合格しました。

続いて、平成22年度は多くのケースワーカーが学習支援に関わりまして、また、ケースワーカー以外の福祉事務所の職員も関わりまして、被保護世帯の、当時、中学3年生18人中、平成23年3月まで通った5人全員が志望する高校に合格しました。それで、平成23年度に被保護世帯の自立支援のプログラムの一環としまして、高校進学対策に学習支援員を雇用しまして、子供の学習支援の事業が開始されました。

このように、ケースワーカーの自発的な取組として開始された事業は、現在は、生活困窮者自立支援法に基づく事業として、対象者を拡大するなどして継続しております。

○議長(岩松永治) 杉本理議員。

○8番(杉本 理) ケースワーカーの皆さんの温かい心で始まったということをお説明いただきまして、生活困窮から学習支援をする中で抜け出してもらおうということで非常に頑張ってきたことだと思いますし、現在は、生活困窮者自立支援法に基づく事業として行っているという旨のお答えをいただきました。

また、その支援者を拡大してきたというお答えでありますけれども、この事業の、そもそもの対象者について御説明をいただいてよろしいでしょうか。

○議長(岩松永治) 福祉事務所長。

○福祉事務所長(天羽庸泰) 事業の開始当初は、被保護世帯の児童を対象として始まりまして、現在は、経済的困窮に限定せず、生活困窮者自立支援法第3条第1項で、生活困窮者とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と規定されていますので、不登校などの理由から学習に後れがあり、後れを取り戻したいとか、経済的な理由で塾に通えないと、学習習慣の定着を目指したいという児童などを対象としています。

年齢的には、南国市子どもの学習・生活支援事業実施要綱では小学生以上を対象としてますが、小学生の利用はありません。中学生が主な支援対象となっておりまして、高校進学後も継続して利用される場合もあります。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 答弁の最後に、要綱上は小学生以上を対象にしておるが、中学生が主な支援対象になっていると、高校進学後も継続して利用する場合もあるということですが、要綱上、小学生以上を対象としているということであれば、小学生も利用しても構わんというこの理解で構いませんか。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 小学生も対象ですので構いません。でも、おおむね高学年を想定しています。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 高学年を考えてということで御答弁をいただきました。

次に、この事業は、現在どのような体制で行われているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 体制ですけど、まず開室なんですけども、開庁日の15時から19時まで、夏休みなどは13時から19時までの日もあります。この開室時間の設定は、学校の授業時間と重複しないようにしたものであります。

指導体制ですけども、学習支援員として会計年度任用職員を2名雇用しています。高知大学と高知県立大学の学生がアルバイトとして学習支援補助員の役割を担っております。一般的な学習塾とは異なりまして、自習が基本でして、学校の課題や取り組みたい教材を持ってきてもらって、分からないところがあれば、それを学習支援員、学習支援補助員に聞いて学習するという流れであります。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今、答弁を聞いておりましたら、学習塾とは異なりという答弁がありました。学校でもないし、おうちでもないしということで、まさに今、居場所の一つなんだろうなというふうに思うところです。

今回取り上げてる事業は福祉事務所の事業でありますけれども、子供に関しては、市役所に子供に関するいろんな部署があると思います。ほかの部署との連携をどのように行っておりますでしょうか。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 毎月定例会を開催しまして、利用状況の報告とか課題の共有、意見交換などを行ってます。この定例会には、福祉事務所の担当であります地域福祉支援係がありますけども、それで関連部署として、福祉事務所の保護第1係・第2係、こども家庭センター、教育委員会事務局の学校教育課が参加しまして連携を図ってます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 保護係やこども家庭センター、それから学校教育課が参加して連携を図ってるという答弁をいただきました。

次に、財源についてですけれども、最初はケースワーカーさんの熱意というか、手弁当という事で始められたかと思いますが、現在はどのような財源で行われてるか、お答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 平成27年度からは、国庫補助金の生活困窮者自立支援事業費補助金を活用してます。この補助事業を実施してる県内の自治体は少なく、直営で常設で実施してる自治体は南国市だけだと把握しております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 県内では南国市だけだということで、私も、県外の例なんかも調べてみましたけれども、なかなかそういった例が見当たらないので、本当に大事な事業だなというふうに思っております。

財源としては国庫補助金ということでお答えをいただきました。

次に、市民の皆さんへの広報はどのように行っていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 被保護世帯をはじめ、経済的困窮世帯の児童を対象としていたことから、児童のプライバシーに配慮しまして広報を制限していた経過があります。令和5年度からは対象児童を拡大しまして、広報なんこくの令和6年11月号に初めて掲載しまして、令和7年3月号に2回目の掲載をしました。今年の令和7年2月からは南国市の公式ホームページにも掲載してまして、公式LINEにも連携記事を掲載してます。

広報を開始するまでは、新規利用者は、関係部署からの紹介のみでしたけども、広報が開始されてからは、広報をきっかけとする問合せが増えてきてます。今後も広報を継続しまして、支援を必要とする児童とか家庭に知っていただく取組を続けていきたいと思っております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 様々なチャンネルでもって広報をして増え続けているという答弁をいただきました。

本県は、不登校児童が全国でかなりの数に上っている県でありますので、本市にとってもとても重要な事業だと思うんです。開催場所、私、たしか1か所だと記憶をしておりますけれども、南国市、南北に非常に距離がある自治体ですから、会場から遠い子供も参加をしたいということで希望された場合、参加手段の確保なんかはどのように行っていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 遠方に居住する児童のために、以前は、公民館を借りまして支援をした時期もありましたが、運用とか環境面で困難が大きくなりまして、令和6年度からは、それをやめまして、送迎を実施するための南国市子どもの学習・生活支援事業利用者送迎実施要領というのを制定しまして、参加手段として提供してます。現在は、参加の希望者は今はありません。

遠方に居住しているなど利用が困難な場合は、保護者が同意書を提出することで送迎を利用することができます。ただし、送迎を想定しての人員体制を構築しているわけではありませんので、送迎日とか送迎人数は限定されます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 介護離職なんていう言葉がありますけれども、本県の場合、本県だけじゃないですけども、今、日本全国で不登校離職という言葉が大分増え続けています。子供の不登校で親が離職をせざるを得ないということがどんどんどんどん増え続けているという事態になっています。そのためにも、この事業において、今現在は送迎を希望している方はいらっしゃらないようですけども、少し会場から離れますと、子供だけで行き帰りするというのはなかなか難しいですので、送迎の希望があれば、すぐにでも利用できるような、この体制は維持しておいていただきたいなというふうに思います。

次に、私自身、今年の春に、この事業が実際に行われている施設を拝見させていただきましたけれども、この施設、なかなか大変そうだなというふうに感じました。現状や今後どういうふうにしていこうかと考えてらっしゃるのか、対策をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 5月9日に教育民生常任委員の皆さんに見ていただいたとおり、建物は老朽化が進んでまして耐震性に不安がある状態です。断熱性も低くて、夏はエアコンが

効くまで数時間かかるような状況です。また、トイレが併設されていないため、別棟のトイレを利用する必要があるとして、不便さからトイレを我慢する方もおられるようです。

未来ある大事なお子さんを預かる事業ですので、安全で快適な環境への引っ越しなどを検討したいと考えております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 引っ越しを検討されてるということで答弁がありました。

環境面でいうと、本当に劣悪と言わざるを得ない環境だと思います。答弁にもありまして、未来のある子供たちのことですから、関係部署を交えて早急に検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

先日、令和6年度決算実績・事業評価が各議員に配付をされましたけれども、改めて、今回のこの事業について、実績・評価、今後の方針をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 令和6年度事務事業評価表において、この事業は、開室日数が241日、延べ参加者数は994名で、参加実数は18名です。この事業は、事業開始当時においては、被保護世帯児童全員の高校進学を達成するなど成果を上げてました。近年ですけれども、被保護世帯の児童の利用が減少してまして、それ以外の不登校児童の需要が増えている状況です。

不登校状態から利用開始した児童が不登校状態を解消された事例もあります。また、令和6年度におきましては、中学3年生の利用者のうち、確認できる範囲になりますけれども、全員が高校進学を達成するなど実績を上げております。

それから、高校進学後は、学習室としての利用をやめて自立した高校生活を送る方もおられますけれども、引き続き高校進学後も定期的に利用することで、安定した高校生活を送る方もおられます。

定期利用をしなくなった方に対しては、定期的に支援室から電話連絡をしてフォローアップを行っております。自ら電話連絡とか通室というか、支援室に来るようなこともありまして、状況を知らせてくれる方もおられます。

この事業は、学校に居場所がない児童とか家庭側に対して、学校、家庭以外の外部の居場所を提供する事業として、学力や社会性の向上に成果を上げ続けておるとしてございまして、広報や環境等の改善をすることで、さらに多くの潜在的需要に応え得るものと考えております。また、少子化が進むにつれて重要度が増しつつある事業であると認識しておいて、今後も教育委員会とも連携しまして取組を進めていきたいと考えております。この質疑において、より多

くの方に知っていただき、支援を必要とする方に届くことを期待しております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。

今回、私が取り上げましたこの事業を含め、重層的支援体制整備事業は、どれも大切な施策です。今議会では斉藤正和議員も質問されるようでありますけれども、国のほうでは、この事業の予算を増やすどころか、ひよっと減らしていくような報道もされたこともあり、社会福祉協議会からも困惑のメッセージが出されております。本市として重層的支援体制整備事業を拡充し、国に対しては、さらなる予算化をするよう要望するよう求めまして、次の質問に移ります。

子供の居場所ということでは、教育委員会の役割も重要ではないでしょうか。様々な取組をされてると思いますが、まず、教育支援センターについて現状をお答えください。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 本市では、不登校及び不登校傾向の児童生徒の心の居場所としまして、教育支援センターふれあいを設置しております。本年度の4月から7月までの延べ通室人数といたしましては289名、平均すると1日約4.2名の通室となっております。通室生の内訳といたしましては、小学生が5名、中学生が11名の合計16名となっております。また、今年度の新規通室児童生徒数といたしましては、小学生1名、中学生2名の合計3名となっております。

このセンターふれあいには室長と指導員2名が常駐をしております。通室生の気持ちに寄り添いながら支援を行っております。また、インターネット環境も整っておるため、端末を利用しながら学校とつながって学習を進めているケースもございます。

また、先ほど遠隔地というお話も出ましたけれども、この2学期からですけれども、距離がある十市方面の不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象といたしまして、ふれあいサテライトを開設したところでございます。まだ試行段階ではございますけれども、心の居場所の一つになることを目的にスタートしたところです。

活動内容としましては、通室児童生徒の現状に合わせまして、学習やコミュニケーション活動を行っております。あくまで児童生徒の主体性を大切にしておりまして、教室への滞在時間も個々で異なっております。また、週2回、アウトリーチ型のカウンセラーを設置しております。通室児童生徒やその保護者へのカウンセリングも行っております。教育支援センターふれあいに通室することで、生活リズムを整えることにつながるよう支援を行っているところ

でございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ふれあいの説明をいただきまして、2学期からはサテライト、それから、アウトリーチ型の配置もしているということで御答弁をいただきました。

それから、放課後の支援などについてはどのように支援をしていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 放課後の学習支援につきましては、全小中学校で放課後に実施をしております。支援員の報酬の総額が決まっておるところでございます、合計で年間全体の学校で3,040時間以内とはなっております。そういうような状況で、各学校の状況に合わせて工夫をして実施をしているところです。

教えていただいている方につきましては、地域の方々でありますとか、また、教育に興味がある大学生などが現在支援をしていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今、支援員の報酬の総額が決まっておるところということで話がありましたけれども、私も支援員の方から話も聞きました。額については、そんなに高額な額ではないなどは思いますけれども、支援員の方、いろいろいらっしゃると思うのは、お金のためにやっているんじゃないんだ、子供たちのためにやってんだから、ただでもいいぐらいのという方もいらっしゃいますし、ちょっと安いなど正直におっしゃる方もいらっしゃるし、いろんな方がいらっしゃるなと思いますけれども、決して十分な額じゃないなと私は思うんです。ぜひここは大事な役目ですので、引き続き報酬については御検討いただけたらなというふうには思うところでは。

それから、教育委員会では校内サポートルームの取組も行われてると思います。これについて、どんなところなのかと現状について説明をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 校内サポートルームにつきましては、学校へは行けるんだけど、自分のクラスに入れないとか、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいというときに利用できる、学校内の空き教室等を利用した部屋でございます。児童生徒が安心して過ごせる居場所として、それぞれのペースに合わせて相談に乗ったり、学習サポートをしたりすることができる居場所のことです。

校内サポートルームにつきましては、南国市内の中学校4中学校と大篠小学校に開設してお

ります。また、不登校支援員について、南国市内の4中学校に5名を配置しておりまして、うち2名の方に関しては、教育支援センター、先ほど申し上げましたふれあいとふれあいサテライトでも支援を行っているところでございます。

校内サポートルームを利用している生徒の中には、教室に戻り、学習することができる生徒もおりますし、また、最近では、教室には入れないけれども、端末を利用してリモートで授業に参加する生徒もおりまして、もう一つの学校の中の居場所として、なくてはならない部屋となっております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 校内サポートルームについて御説明をいただきました。まさに子供たちにとって大事な施策だなというふうに思っています。

教育委員会の答弁の中で、今回の答弁ではありませんけれども、教室に戻ることだけが目的ではないということ、たしか度々答弁をされてるかとは思いますが、子供たちの居場所をいろんな形で設けていく。教室に戻ることを目的にするのではないということが大事ではないかなというふうに思います。

確かに、不登校の子供が全国で一番多いということで、なかなか大変で、教職員の皆さん方、また職員の皆さん方が懸命に取り組んでおられると思いますけれども、今おっしゃられた様々な施策で子供たちに寄り添った施策を引き続き行っていただけるようお願いをいたします。

さて、子供の居場所ということになりますと、ちょっと視点は変わりますけれども、子ども食堂なんかも居場所の一つになるのではないかなというふうに思います。

南国市内の子ども食堂につきまして、どこで、どんなふうに、そして、どんな感じで行われているのか。お分かりになればということで、頻度と内容についてお伺いをいたします。また、南国市は、市内で行われてる子ども食堂にどのような関わりをしているのかも教えてください。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 現在、南国市内で実施している子ども食堂につきましては、高知県の高知家子ども食堂に登録しておりますJA高知県土長地区なんごく南支所2階の大籐子ども食堂、天理教本山分教会の南国ようき子ども食堂、市立日章福祉交流センターの日章子ども食堂わっはっは、市立中央公民館のスマイルこども食堂の4か所で、毎月1回開催しています。また、高知家子ども食堂に登録はしていませんが、市立岡豊ふれあい館の岡豊子ども食堂my米食堂が、小中学校の春・夏・冬休み前後、年3回程度の不定期開催であることを把握しています。いずれも三、四時間程度の開催時間であり、

来場された方にバイキングやお弁当の形で料理の提供を行っております。

子ども食堂は各団体が独自に運営を行っており、南国市は運営には直接関与しておりませんが、子ども食堂登録時には、市町村の意見書の添付が制度上定められていることから、各団体の方と直接お会いし、共働き、独り親世帯の手助け、地域の交流や活性化、食事マナーの向上、メンバーが所有する農地での食材栽培・提供など多様な開設目的をお聞きし、子ども食堂は地域に必要な社会資源ですという立場で意見書を発行しています。

また、子ども食堂の開催時期とタイミングが合えば、食材の提供を受け、子ども食堂側と連絡を取り、食材を届けています。先日は、市民の方から新米を頂きましたので、9月に実施を控えている各子ども食堂にお渡ししました。

子ども食堂とは別に、南国市ではこども宅食の取組を行っています。ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業が国の事業名となりますが、令和7年度は、当該事業の採択団体は特定非営利法人や一般社団法人が全国で8団体あり、高知市の社会福祉法人が採択団体の一つに申請を行い、決定後、当市にお声をおかけいただき、こちらが注文した物資を保健福祉センターに届けていただいております。1回につき30から50家庭程度、子供の数では70人から100人超、年四、五回の頻度で物資を提供していただいております。令和4年度から今年度まで続いています。

保健師が家庭訪問時にお菓子やレトルト食品、紙おむつ等、食品や日用品の提供を行うことで、気になる子供の家庭状況を把握し、必要な支援につなぎ、地域で見守る体制を構築するために、この取組を活用しています。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。子ども食堂につきましては、南国市内都合5か所で開催をされ、行政が間接的に関与をしているということで御答弁をいただきました。

子ども食堂とは別ということ、答弁の最後に取組の御紹介をいただきました。国の事業でひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業、南国市の名前ではこども宅食ということで御紹介をいただきました。何だか薬品名とジェネリックの名前というか、そんなような関係性があるのか、何と言ったらいいいんでしょうね、国の非常に分かりづらい名前を、すっきりこの5文字にしたのはいいなとは思いますが、所長はさらっとおっしゃいましたけれども、気になる子供の家庭状況を把握するというのは、これは非常に重要なことだと思うんです。なかなか、はい、あげますとかということではなくて、そういったことが行政の大事な役割の一つだと思うんです。乳幼児期からどんどん大きくなるまで行政が見守ってるよと、何でも相談して

よという形を、陰に陽に、そういうふうに関与してるんだよということが家庭の皆さんに、保護者の皆さんに伝わるような、こういう事業は本当に大事だと思うんです。ぜひ引き続き取り組んでいただきますようお願いをいたします。

さて、時間も大分過ぎてまいりましたので、次の質問に移ってまいります。

多文化共生の南国市ということで、まずは国際交流事業についてお伺いをしてまいります。

国際交流事業、様々に行われておりますと思いますが、まずは、本市の外国人ですが、現在の南国市の外国人の人数、どれぐらいなのか、お答えをお願いいたします。また、近年はどのような推移をたどっているのかもお答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 8月末時点の市内の登録外国人の人数は576人であります。

推移ですが、昨年、令和6年8月末、ちょうど1年前ですけれども、これが510人、令和5年8月末は427人、令和4年8月末が364人となっております。コロナ禍の令和2年・3年は少し人数が減っておりましたが、コロナ禍前の令和元年8月末が353人でありますので、ここ数年は、外国人の方はかなりのペースで増えてきております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 技能実習制度に基づく滞在者の多い本市でありますけれども、さらに特定技能制度なども整備をされましたので、さらに増えているのかなとは私自身は推察をしておりますけれども、今、外国人の人数をお答えいただきましたが、さらに、どのような国籍の方が多いのかなとか、外国人の中でも、今度は留学生がこれぐらいいるよとか、技能実習生がこれぐらいいるよとか、そういった割合などが分かれば、構わない範囲で教えていただけますでしょうか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 8月末現在ですけれども、国籍別では、最も多いのがベトナム、次にインドネシア、3番目がミャンマーとなっております。

在留資格別の割合につきましては、令和5年12月末のデータになりますが、最も割合が多い在留資格は技能実習生で約44%、次に永住者、特別永住者で約12%、そして特定技能が約11%、留学生が約10%となっております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 国では、アジアの皆さんに来ていただいていると、それから、技能実習と特定技能を合わせれば、半分以上がそういった方々が占めているという答弁になるかと思いま

す。

続きまして、本市として国際交流事業をどのような取組をされているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 本市では、民間団体である南国市国際交流協会が、これまで日本語教室や料理教室、またバスツアーや日本文化体験などを開催し、市内在住の外国人が日本の文化を理解し、本市で暮らしやすくなるような取組を継続して取り組んでこられました。特に日本語教室につきましては、基本的に毎週水曜日の夜に開催しており、かなりの開催の回数となっております。市といたしましては、この国際交流協会に補助金を支出し、活動を支援しております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 私は、先日、高知市役所のたかじょう庁舎に行って、県内の日本語教室の開催状況を、県の地図があって、ここで開催されてるよという表を見てきましたけども、今、課長が御答弁いただきましたとおり、本市は、県内のほかの自治体と比べてトップクラスの開催回数だと思うんです。そういった意味でも、本市は国際交流に真面目に頑張っている自治体の一つだなというふうに思っております。

また、国際交流協会が一生懸命やってくださっていると、本当に役割が大きいなということを思いますけれども、日本語教室ですが、基本的に協会が毎週水曜日に行っているということでもありますけれども、協会のほうから、こんなこと困っちゃうとか、こんなことをしてほしいということを聞いているようなことがあればお答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 県や市から補助金を受けて活動している組織ではありますが、ほぼボランティア的な活動実態でありまして、日本語教室などを会費で運営しているので、財政的に安定していないということを心配されておりました。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

これも、令和6年度の事務事業報告を見ると、額そのものは本当に低額で、この額で交流協会をお願いするのは、これは大変だろうなというような額なので、そこは、本市では外国人が増えているわけですから、日本語教室だけに限りませんけれども、様々な事業で頑張っている交流協会への支援をもっとすべきではないかなということを述べさせていただきたいと思いま

す。

次に、市長にお伺いをいたします。

全国知事会の話、先ほどもありましたけれども、全国知事会が外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言を公表いたしました。このことについて市長はどう思うか、お伺いをいたします。また、南国市は、どのような多文化共生社会をつくっていくお考えなのか、これについてもお答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 本市には高知大学や高知高専などの高等教育機関があり、留学生や技能実習生を含む外国人材が多く在住しており、多文化共生社会の推進は喫緊の課題だと考えております。

全国知事会の外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言の中で、国は外国人を労働者と見ているが、地方自治体から見れば、日本人と同じ生活者であり、地域住民であるとありますが、まさにそのとおりであると感じております。

先ほど企画課長が8月末の外国人の数が576人と答弁いたしましたが、本市の住基人口は4万5,615人でありますので、約100人に1人は外国人であることとなります。その外国人の方々に住みよいと感じていただける社会、そして、在住外国人と市民が互いの文化や生活習慣の違いを尊重し合い、共に地域で活躍できる多文化共生社会を目指し、行政としてどのように取り組んでいくべきか、南国市国際交流協会や高知県外国人生活相談センター等のお話も伺いながら検討したいと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 市長は、提言の中の、日本人と同じ生活者であり、地域住民として地方自治体は見ているんだという部分を紹介され、そのとおりだと感じていると答弁をいただきました。私も全く同感です。

また、市長答弁の中で、互いの文化や生活習慣の違いを尊重し合いという言葉もありました。他市の例を見ると、ごみの捨て方ですとか騒音でのトラブル、こういったささいなと言ったら、地域住民の皆さんに失礼ですが、そういったトラブルで外国人嫌やという、もうあの人たちと一緒に暮らせんというような思いにまで発展してしまうということが見受けられることは少なくありません。そういったことで、南国市においても、ごみの捨て方で環境委員の皆さんや地域の皆さんが結構困ってらっしゃる地域が多々私の耳にも入ってきております。ごみの分別ができていないだとか、曜日が違うとかということがありますがけれども、南国市として、そうい

う外国人へのごみについてはどのような対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 環境課では、パンフレット「南国市家庭ごみの分け方・出し方2025」を作成していますが、外国版のパンフレットは作成しておりません。しかし、各方面より外国版をつかってほしいという要望がありますので、簡易版になりますが、英語・ベトナム語などの外国語版パンフレットの作成を進めているところです。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

今、何でもQRコードの時代ですので、そういうのができたら、QRコードだけでも配って外国人コミュニティの中に渡せば、すぐ、いろいろ渡っていくということもありますので、様々な手段で外国人の皆さんが分かるようなものをつくっていただけたらなというふうに思います。

次に、生活保護がよく外国人の方は受けやすくなってるんじゃないかという話がありますけれども、例えば本市においては、そのようなことがあるのでしょうか。ひょっと、そのデータとかがあればお答えいただけたらと思います。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 今回の市政報告で、6月末現在における本市の被保護人員は707世帯で883人でして、そのうち外国人の被保護人員でありますけれども、外国人保護人員は6世帯6人です。前年の6月末における本市の被保護人員は704世帯887人で、そのうち外国人の被保護人員は6世帯7人でありました。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 続けて市民課長にお伺いをいたします。

国保の被保険者数及び外国人の被保険者数の推移とその割合についてお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 国民健康保険の被保険者数について、5年間の推移をお答えいたします。

各年度4月1日現在におきまして、令和3年度1万260人、4年度9,833人、5年度9,292人、6年度8,777人、7年度8,319人となっております。そのうち、外国人の被保険者数の推移は、各年度4月1日現在、令和3年度95人、割合は0.93%、4年度115人、1.17%、5年度120人、1.29%、6年度110人、1.25%、7年度138人、1.66%となっております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今、2人の課長から数字を出していただきました。

よくインターネットとかで出るのは、外国人だから行政に何か優遇されてるんじゃないかと、生活保護だとか国民健康保険だとか様々な行政の手続において、何か外国人だから優遇されるといような言質が飛び交っています。

今まさに、この割合も出していただきまして、本市における人口の割合とそんなに大きく変わらない1%台ということが各課長の答弁で分かりました。これをもって、本市においては外国人が優遇されているのではなく、各制度のちゃんとした基準に基づいて、日本人と同じ基準で実施がされてるといことが言えるのではないのでしょうか。本市において、そういうふうな外国人差別、逆に外国人優遇がないということを私は理解をさせていただきました。

続きまして、4番目の文化財について質問をさせていただきます。

項目は、遺跡発掘調査等事業と一般文化財保護事業と分けて書いてはおりますけれども、まとめて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初の質問ですけれども、初日の市長の市政報告にもありましたが、まず、野中廃寺について、本年度中の国史跡を目指し、関係各所との協議を行っているということが表明をされました。これについて、今までの経過の説明と今後の予定について御説明をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 令和元年度に民間宅地開発計画が上がったことをきっかけに、本市による試掘確認調査を実施した結果、非常に保存状態のよい古代寺院跡であることが確認されました。そのため、開発業者と協議を行い、寺院の中心部分を開発から除外した形での宅地造成とすることで合意がなされております。その後、開発から除外された部分につきまして、有識者で組織された発掘調査委員会において審議を行い、文化庁、高知県歴史文化財課との協議によりまして、国史跡として保存することが必要な遺跡であるという意見で一致いたしました。このことから、令和6年度に報告書をまとめた上で、令和7年度には文部科学大臣に国史跡指定の意見具申書を提出しております。

今後につきましては、本年度中に国史跡指定の告示がなされる予定となっておりますので、国史跡に指定された後には、市民の皆様には地域の宝として認識していただける文化財となるよう保存や活用を行っていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

今、令和6年度に報告書をまとめた上で7年度には大臣に意見具申書を提出したということで御答弁いただきましたけども、この意見具申書は先月出したということでよろしいですか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） そのとおりで間違いございません。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） ありがとうございます。

続きまして、発掘調査で出た出土品ですけれども、今まで市民の目に触れる機会、掘ってすぐは説明会をやりましたけれども、ゆっくり見たいなと思うときに、なかなか市民の目に触れる機会が少なかったんじゃないかなと思うんです。今後、公開していく必要があると思うんですが、公開する予定があれば、どのように公開していくのか、お答えをお願いいたします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 本市では、遺跡の発掘調査を行った場合、その結果を公表し、現地説明会を行っております。また、県立歴史民俗資料館や県立埋蔵文化財センター等と協力し、県内外の方に南国市の魅力ある文化財の情報も発信しております。

本年度は、長宗我部元親が建立したとされる瑞応寺の発掘調査結果について、5月10日に県立歴史民俗資料館で開催された長宗我部フェスや、岡豊ふれあい館にて開催された岡豊地区の史跡と自然を学ぶ会で遺物展示及び講演を行いました。

また、令和7年10月から令和8年3月まで、県立埋蔵文化財センターにおいて企画展を開催するように準備をしております。企画展では、出土品の展示に加え、発掘調査内容の説明や調査時の写真などのパネル展示及び調査報告等も行う予定となっております。

今後、南国市だけではなく、各文化財関係機関等と連携し、積極的な情報発信を行ってきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 今まで、この日だけとか、今回も5月10日に歴民で行ったという答弁もありまして、その日を逃すと、なかなか聴きに行けなかったりして、僕自身も残念だなと思っていたんですけども、答弁の中で、今度は埋文のほうで、来月から来年の3月まで開催されると。半年間という長きにわたる企画展ですので、これはゆっくり何回でも見に行けるなど、市民の皆さんにも、県民の皆さん、そして、これを楽しみにしている全国の皆さんにも見ていただけるような企画展だなというふうに思います。

私は、文化財は、先日、ある学習会に行きまして、そこに文化財係の方も何名かお越しいた

だいて、講師の方が、これはこういうことだよねということも、結局、文化財係の方と共同して発表されるというぐらい、文化財係の方は本市の文化財に詳しいんだなということも思ったところでありましてけれども、その中で、野中の廃寺と若宮のあそこは意外に近いんだなということですか、それから、真北に国分寺の史跡があるということですか、文化財って、僕なんかは、一個一個ばらばらに覚えるというたら変ですけど、思っていたんですが、一つ一つを関連づけてお話をいただけて、文化財係の方も補講もしていただけて、歴史っていうのは、こういうことを聞くとロマンだなと思うし、今後、ポスト「あんぱん」といいますか、本市の大事な観光資源の一つになっていくと思うんです。

そういったことも考えていただけたらなと思うんですけれど、ちょっと道がそれましたけども、さて、令和6年度の、これも事務事業実績・評価報告書を見ましたけれども、今回に関連するところでいけば、一般文化財保護事業費と市内遺跡発掘調査等事業費という事業になるかと思っておりますけれども、それぞれ行っている事業内容について、6年度のこと、今後の予定などもあればお答えをいただけたらと思います。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 市内遺跡発掘調査等事業費につきましては、主に民間開発や保存目的による発掘調査を行っております。一般文化財保護事業費につきましては、市民の方に文化財への関心、理解を深めていただくことを目的とした文化財講座の実施や、南国史談会と共催で県内外の文化財を巡る歴史研修事業なども行っております。

また、DX推進の一環として、令和6年度には、市内遺跡発掘調査等事業費で前浜4号掩体の3次元測量や一般文化財保護事業費で青年の家の3次元測量を実施し、時間の経過とともに変化していく文化財の現状をデータで保存する事業にも取り組んでおります。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） それぞれお答えをいただきました。

この文化財事業においては、南国史談会の皆さんと一緒にやってくというのは非常に重要だと思うんです。史談会の皆さんへの御支援ですとか共催、それから、いろんな情報の共有、そういったことも、引き続き生涯学習課、そして文化財係でやっていただけるようお願いをいたします。

先ほど私は観光について少し言いかけてはいたけれども、国のほうでは、観光庁なんかは観光立国ということで取り組んでおりますけれども、こういう文化に関しても、文化財に関しても観光として位置づけてやっていくということも、国も位置づけていくということも聞いており

ます。

私、その中で、文化財だと思い込んでいたので、観光だと思い込んでいたので、文化庁と観光庁だけだなというふうに思っていたんですが、その中に、さらに国土交通省の名前も出てきたり、それから農林水産省の名前も出てきたりと。これは、国は様々な面で考えているんだなというふうに思ったことでした。

本市でいえば、そうしますと、農業の各分野の皆さんですとか商工観光課はもちろんのこと、様々な分野で、生涯学習課任せにせず、文化財の文化観光にどんどん取り組んでいこうという事業だとか補助金ができる。国も力を入れてると思いますので、ぜひとも、そういった活用を担当する各課皆さんで取り組んでいただけたらなということをお願い申し上げまして、今回の私の一般質問とさせていただきます。それぞれに御答弁ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 11番神崎隆代議員。

〔11番 神崎隆代議員発言席〕

○11番（神崎隆代） 公明党の神崎隆代です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今議会では、1、授乳・搾乳スペースの整備、2、法定養育費、3、脱毛症など外見の変化に悩む子供への支援、4、飼い主のいない猫への対応、以上の4項目につきまして質問をいたします。御答弁よろしく願いいたします。

初めに、授乳・搾乳スペースの整備についてお伺いいたします。

乳児を連れて外出する際には、外出先で授乳やおむつ交換が必要になる場面も多く、女性トイレに赤ちゃんのおむつ交換用のベッドが設置されていることは今では普通になっています。さらに配慮されているところでは、男性トイレにもおむつ交換用のベッドが設置されています。

社会全体で子育てに関して様々な配慮がされるようになってきました。授乳室についても、新しい建物には設置されていますが、古い建物については設置されていないところも多くあり、対策が必要です。乳児を連れて安心して外出ができること、プライバシーの守られた空間で授乳等ができる場所の必要性について御所見をお伺いいたします。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 乳幼児を連れて外出される保護者の方が安心して授乳や搾乳を行える環境整備は重要であると認識しております。プライバシーに配慮しつつ、落ち着いてケアが行える場所の確保は、子育て支援の一環として欠かすことのできないものと考えております。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） それでは、南国市の公共施設で授乳スペースがある場所を教えてくださいませんか。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 市役所本庁舎におきましては、2階西側の流しスペースに授乳室を設けております。そのほか、地域交流センターMIARE!、図書館、ものづくりサポートセンター、道の駅南国風良里、臨時観光案内所にそれぞれ授乳室を設置しております。

また、保健福祉センターには、乳幼児健診時におきましては1階の診察室を、それ以外のおきにつきましては、ひよこルームの部屋の一角をパーティションで区切り、外から見えないようにして授乳スペースを確保しております。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 南国市の観光施設の西島園芸団地については授乳室はございますか。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 西島園芸団地のほうと確認をさせていただきましたけれども、現在のところ、授乳スペースは設けていないということでありました。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） それでは、スポーツセンターにも授乳室はないということをお聞きいたしました。設置されていないのであれば、市として設置する必要はあるとお考えですか。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） また、それぞれ施設の管理者のほうとも御相談もさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 授乳スペースの設置についての基準は定められているのか、お伺いいたします。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 授乳室につきましては、特に基準として定められたものはございませんけれども、一般的に、カーテンや仕切り、個室を設けるなどプライバシーが確保された空間であること、また、設備として、授乳用の椅子やおむつ交

換台、また手洗い場や調乳設備を備えることが望ましいとされております。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 授乳室で搾乳を行うこと等に関する移動等円滑化整備ガイドラインがこのほど改訂されました。改訂理由として、授乳室が母親と子供と一緒にいる場所であるという認識から、母親が一人で利用することに抵抗を感じるケースがあるという声があったこと、そのため、搾乳がしやすい設備や配慮をガイドラインに明記し、利用しやすいようにするために、地方自治体が行っている好事例も掲載し、実効性を高める工夫もされています。

授乳スペースで搾乳もできることは、これから周知が進んでいくと思います。南国市でも、利用者に分かりやすい案内表示を行うとともに、授乳・搾乳スペースが市の施設のどこにあるかなど広報等でお知らせすることも必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） こうした授乳スペースの案内につきましては、それぞれの施設で点検を行いまして、利用者にとって分かりやすい案内表示をしたいというふうに思います。

また、広報等でのお知らせについては、内容も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 改訂されたガイドラインに掲載されている好事例に、神奈川県とNP Openaが作成した授乳室で搾乳ができることを示すピクトグラムがあります。趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体や事業者を含めた誰でも申請不要で使用することができます。MIARE！や図書館など公共施設の授乳スペースへの活用や民間施設等への普及も含めて検討していくことについてはいかがですか。これがそのピクトグラムです。すごく分かりやすく、利用しやすいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 今、御案内のありましたようなものも使いまして、利用者の方が場所が分かりやすいように表示のほうも考えていきたいと思えます。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 安心して授乳や搾乳ができる環境整備を一層進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

法定養育費について質問いたします。

改正民法の施行によって法定養育費制度が導入されることになっています。今の時点では、2026年5月までの実施に向けて、今後詳しい内容が決まるということですが、8月28日に法務省が示した省令案では、離婚後に父母間の取決めがなくても、子供1人当たり月額2万円の法定養育費の支払いを義務づけ、子供の最低限度の生活を維持し、離婚後も父母双方が子の親権を持つ共同親権制度の導入と併せて、子供の養育責任を果たせるようにするものです。これは、子供の権利を守る上で大きな前進だと考えます。この法定養育費についての御所見をお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 令和6年5月に民法等改正法が成立し、令和8年5月までに施行されます。子育てについての改正は、離婚後の子の養育に関するルールを明確化するものです。主なものは、共同親権に係る改正と養育費の支払い確保に向けた見直しです。

共同親権の改正内容は、離婚後、父母の一方のみを親権者として定める必要がありましたが、改正によって、父母の協議により、親権者を父母双方か、その一方にするかを定めることができるようになりました。養育費の支払い確保に向けた見直し内容は、合意の実効性の向上として、養育費支払いを怠った場合、債務名義なしでも差押えの申立てができるようになったことと、御質問の法定養育費について新たに定められました。

この法定養育費は、離婚時に養育費の取決めをしていなくても一定額の法定養育費が請求可能で、支払われなかった場合、差押えの申立てもできるものです。この一定額は、今後、法務省令で定められる予定ですが、おっしゃるとおり、現在、2万円で議論がされているところです。

担当課長の所見といたしましては、離婚率、貧困率の高い高知県におきましては、非常に有効性の高い制度改正と考えております。また、離婚時に協議すら困難な場合も多数あると思われるので、協議がない場合でも、法定で養育費が定められることは、離婚後に独り親になる親や子供の生活の安定に非常に役立つものと考えております。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 課長がおっしゃられたように、具体的な時期は今後また決定されますが、法定養育費を請求できるのは、改正民法が施行された後に離婚した場合に限られることから、施行日より前に離婚すれば、この制度は利用できません。この制度の施行前というのが、現在から令和8年5月までに離婚される方ということになります。その方に対する対応として

どのようなことができるのかを伺います。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 議員おっしゃるとおり、法定養育費の規定は、法改正施行後に離婚したケースにのみ適用されます。法定養育費は、あくまで養育費の取決めをするまでの暫定的、補足的な制度でございます。まず、民法が改正済みであって、令和8年5月までに施行されるということを承知の上で養育費の話合いに臨む場合には、より有利な話合いがなされる可能性がございます。このため、南国市としまして、ホームページや広報により周知をしていきます。

また、離婚後の子の養育に対し、様々な不安や相談が必要と思われるので、法律相談や専門相談が可能な高知市のこうち男女共同参画センターソールの中にございます、ひとり親家庭支援センターを御紹介していきます。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 制度が始まるまでの間に離婚される方こそ最も支援が必要です。県では、町村に在住している方を対象に、養育費の取決めなどにかかった費用を補助するための事業を行っていますが、市でも、これらの事業を行うお考えはございませんか。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） ひとり親家庭へは、医療費の助成や児童扶養手当などの支援制度がございます。ただ、養育費を含む離婚時の協議、条件設定への支援は、現在のところ、ございません。高知県養育費確保支援事業費補助金は、養育費の取決めに係る費用の助成で、具体的には、公正証書作成費用、上限3万円、養育費請求調停申立て費用、上限6万円、養育費強制執行申立て費用、上限6万円を高知県が補助するもので、町村にお住まいの方が高知県へ申請し、補助されるものです。

この補助金は、こども家庭庁の離婚前後家庭支援事業によるもので、補助率は国が2分の1で、南国市も実施主体となることができます。この補助金の検討を行っていますが、県内他市で本事業を実施している市がないことから、予算や他市の状況を含め、慎重に検討をさせていただきたいと考えます。以上です。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 養育費不払いの子供の貧困に直結します。子供の健全な成長を守るために具体的な対策を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

脱毛症など外見の変化に悩む子供への支援についてお伺いします。

南国市では、昨年10月からがん患者アピアランスケア支援事業を開始しています。この事業は、がん治療による脱毛や乳房切除等外見の変化に伴う社会活動への参加不安を抱える方に対して、ウィッグや乳房補整具の購入費用を助成するものです。大変意義のある取組だと考えます。

一方で、がん患者以外でも、脱毛症等で見た目の変化に悩み、医療用ウィッグを必要とする方がいらっしゃいます。中でも、子供の場合は、成長によってウィッグのサイズが合わなくなることから、買換えの費用の負担が大きくなります。

脱毛症に悩んでいる子供の中には、外見の変化から学校に行くことに強い不安を抱き、登校をためらうというケースもあるようです。心のケアや学校での理解も大切ですが、外見の変化による不安を和らげるためには、医療用ウィッグの支援も重要だと考えます。他市では、子供を対象に医療用ウィッグの購入費を助成する制度を設けているところもあります。

南国市において、脱毛症などで医療用ウィッグを必要としている子供や若者はどの程度いるのか、現状をどのように把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 脱毛症などで医療用ウィッグを必要としている若い方やお子さんからの相談につきましては、担当職員に確認しましたが、今まではないそうです。

病気や心理的なことで身体症状に現れる疾患に悩まれている方がいらっしゃいましたら、保健師が相談を受け、必要な場合は専門的な医療機関につないでいます。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 他市では、小学生から18歳までを対象に医療用ウィッグの購入費を上限を設けて助成している例もあります。本市としましても、こうした取組を参考にしながら支援の仕方を検討するお考えはございませんか。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 外見の変化に悩む子供さんへの支援は大変意義があるものと考えますが、新たな助成制度として対応するためには、ニーズの把握や限られた予算と人員の中でどのように支援していくのかを国、県や他市町村の動向を踏まえながら今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 財政が厳しい中で新たな助成制度は難しいということは分かります。支援の必要性や今後の在り方についてどのように考えているのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 神崎議員のおっしゃったとおり、がん患者アピアランスケア支援事業は、がん患者の方が、見た目の変化によることの原因で社会参加を諦めることなく、社会の中で自分らしく生きることを支援するすばらしい取組であるというように認識しております。

円形脱毛症等の見た目の変化に対する子供さんへの支援は、安心して学校、社会で過ごせる生活の質の確保、いじめの予防や自尊心を維持する心の健康の保持、不登校を防ぐ教育機会の保障と家庭環境に左右されない経済的公平性の確保といったような子供の成長、心の健康、社会とのつながりを担保する支援につながり、その支援の必要性につきましては理解するところであります。

このことにつきましては、その要望の実態を踏まえ、ほかの市では行われているところもあるということですので、そちらの事例も参考にしながら今後の在り方を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、飼い主のいない猫への対応についてお伺いいたします。

高知県では、令和6年度末をもって飼い主のいない猫不妊手術等推進事業を終了し、令和7年度から新たに地域猫不妊去勢手術推進事業を開始しました。この事業は、地域住民が主体となり、協力して猫に不妊去勢手術を施し、地域で猫との共存を目指すものであり、住民の理解促進、ボランティアの負担軽減、そして手術後の猫の適正管理を重視するものとされています。

県は、市町村が地域猫活動の一環として実施する不妊去勢手術の経費の一部を補助することとしています。これを受けて南国市におきましても、南国市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱を策定し、地域猫活動を行う住民3人以上で構成されたグループに対して、雌猫1万2,000円、雄猫8,000円、1グループ当たり30万円を上限とする補助を開始いたしました。しかしながら、4月1日の補助申請開始から当初予算を大幅に上回る申請があり、申請受付についても10日で締め切られることとなりました。当初予算額は30万円だったと伺っております。

現状として、飼い主のいない猫に関する被害や苦情は後を絶たず、また、地域猫活動に取り組んでおられるボランティアの方々は、自己負担を伴いながら活動されているのが実情です。

そもそも猫を捨てたのは人間であり、これは明確な犯罪です。生き物を遺棄するという心ない行為の結果として、飼い主のいない猫が増え続けています。そして、その行為に対する責任を全面的に担い、支えてくれているのが、地域猫活動を行っているボランティアの方たちです。

不妊去勢手術を受けた猫は、いずれ自然に寿命を迎えます。地域猫活動とは、猫の命を人道的に扱いながら、長期的には数を減らし、地域の環境を守っていく取組です。本来であれば、こうした取組を行政が主体的に担うべきところを、行政の手が十分に届かないからこそ、地域のボランティアが捨てられた猫に不妊去勢手術を施した上で、生涯を終えるまでの見守りをしてくださっているのです。その活動に対して、猫好きが勝手にやっていることとか、猫に不妊去勢の予算を割く必要はないとか、やりたければ自腹でやればよいといった考えがあるならば大変残念であり、悲しいことです。

このような現状をしっかりと把握した上で、猫を取り巻く問題を人と地域の環境を守る取組と位置づけ、市として責任ある対応を求めます。南国市は、飼い主のいない猫をめぐる現状についてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 地域猫活動とは、地域住民が主体となって野良猫に不妊去勢手術を施し、餌の管理やふん尿の処理、周辺の清掃などを行い、徐々に猫の数を減らしていく活動です。地域猫活動を続けていくことで野良猫をゼロにすることは、地域の生活環境の改善につながることや、望まれない子猫が生まれなくなりますので、市として地域猫活動への協力は大変重要なことだと思っております。

また、市の予算に関しましては、高知県地域猫活動推進事業費補助金要綱案で、補助対象が地域内住民を代表とする3人以上で構成する団体となっていましたので、当初予算額は30万円でした。しかし、地域住民を含む3人での活動でも補助対象になりましたので、年度当初に14団体から288匹分の申請があり、急遽、予算流用を行い、予算額を増額しました。また、従前から取り組んでおります飼い主のいない猫不妊手術等推進事業費補助金につきましても、継続して実施しております。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 市として、地域猫活動への協力は大変重要なことだと思っていること、当初予算は30万円でしたが、ニーズに応えるために、課内の流用で当初予算と合わせて300万円を超える予算を確保していただいたこと、飼い主のいない猫不妊手術等推進事業費補助金の1匹5,000円の補助金も継続実施していることなど、担当課が市民ニーズに応えるため努力を

していただいていることに感謝をいたします。

今回の補助制度のニーズが大きいことは御承知のとおりです。そして、県の予算は十分に残っていると聞いております。それでも補正はつかなかったと伺いました。担当課はどのように現状を伝えたのか。今回、ゼロ査定となったその判断に至った財政課のお考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 地域猫活動につきましては、5月以降も新しく3団体からの申請や交付決定済みの団体から多くの追加要望があり、担当課としましては、地域猫活動の重要性を考慮し、10団体分の62万円を9月補正要求しました。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 御質問の補助金につきましては、議員が言われましたように、当初予算額は30万円でしたが、年度の当初に予想を上回る申請がございました。このことから、環境課におきまして保健衛生費の事業費の見直しを行い、飼い主のいない猫不妊手術推進事業費補助金の増額に必要な一般財源の確保を行い、予算を確保しております。

今回の補正予算に計上するに至らなかったことにつきましては、令和5年度末に約25億9,000万円あった財政調整基金残高が令和6年度末には約19億4,500万円となり、財政調整基金が約6億4,500万円の減額となっておることや、また、令和7年度においても、財政調整基金からの基金繰入れ予算額は6億6,800万円となっておりまして、財政調整基金残高は約12億7,700万円となっております。

財政運営におきまして、基金が減り続けていく状況は健全な状況ではないと考えております。市民の新たな要望にも応えていかなければならないと考えておりますが、市の一般財源には限りがございますので、補正予算に計上できなかったことにつきましては御理解をいただけたらと思います。

これからも既存事業の見直しを行い、基金に頼らない予算編成を目指す中で新たな要望にも応えることのできる財政運営を目指してまいります。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 財政課としましては、健全な財政運営をしていくためにはやむを得ない判断だったということだと思えます。

それでも、猫の繁殖スピードは非常に速く、対策を怠れば、あっという間に数が増えてしまいます。だからこそ、不妊去勢手術の補助は今後も拡充しながら継続していくべき事業だと思

います。今、必要な予算措置を行わなければ、結果的には、行政がより大きな負担を背負うことになるのは明らかです。これまで積み重ねてきた努力が水の泡になってしまわないように、今後の補正、また来年度の当初予算につきましても、流用で賄うことにならないように、現状に沿った予算の組立てをしていただくことを要望いたします。

買主のいない猫の問題は、市民生活に直結するとともに人間の無責任な行為が生み出した課題です。現場で奮闘するボランティアの方々だけに負担をかけることがないように、市の責任と捉え、真正面から向き合っていたいただきたいと思います。市長の明確な姿勢をお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 神崎議員のおっしゃるとおり、地域猫活動は非常に重要な取組であるというように思いますし、ボランティアの皆様の御尽力に本当に敬意を表するところでございます。

この地域猫活動は、地域住民と行政、そしてボランティアの3者で連携して進めていくものだと思っておりますので、必要な予算確保に向け、今後も考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 市長から、ボランティアの方々に敬意を示すというお言葉をいただいたので、さきの答弁にはなかった言葉を市長から直接いただいたので、後の追求する文章をつくっちゃったんですけど、その言葉がなかったら言おうかなと思うてたんですけど……。

市長は、行政、地域住民、ボランティアの3者が連携して地域猫活動を進めていくという姿勢を示されました。団体への活動支援を行うことや具体的な行動も示されました。市として、地域への説明や周知啓発、費用の助成を行うこと、また、しっかりと継続して拡充しながら、よろしく願いをいたします。

外で生活をする猫は、寒い時期より、子育てしやすい暖かくて餌の多い時期に出産する傾向があるということです。春先には避妊のための補助金などがなくなり、避妊の時期を逃すことで、さらに飼い主のいない猫が増えてしまうという悪循環にもなっているようです。その時期に集中してTNR活動ができればよいのですが、財源が必要です。

他市の取組として、ふるさと納税を活用した猫助け事業を飛騨市が行っております。参考にして、ぜひとも南国市版を立ち上げていただきたいと思います。お考えをお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 南国市ふるさと寄附条例には、寄附金を財源として実施する事業が定められておりまして、1、健康・福祉の充実に関する事業、2、子育て支援及び教育環境の充実に関する事業、3、産業振興に関する事業、4、地域活性化に関する事業、5、文化・スポーツ活動の振興に関する事業、6、防災の強化に関する事業、7、その他市長が必要と認める事業となっております。御提案いただきましたような具体的な事業を指定して寄附をいただいております。また、その他市長が必要と認める事業を選ばれた場合も、原則、1から6の事業に充当をさせていただきます。

御提案いただきました猫助け事業でございますが、特定目的の事業に寄附を募るということであれば、返礼品を伴わないクラウドファンディングを担当課が行うといった手法も考えられると思います。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） 財政課長からクラウドファンディングといった手法も考えられるということですが、担当課は導入について検討されるのですか。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 今のところ、クラウドファンディングの予定はありませんが、現在、実施しております高知市など他市を参考にし、検討していきたいと思っております。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代） する予定はないということですが、しっかり検討していただきたいと思っております。

南国市ふるさと寄附条例には、寄附金を財源として実施する事業が定められています。その他市長が必要と認める事業を選ばれた場合も、1から6の事業に充当しているということです。この1から6までの事業に環境行政に関する事業はどこに当てはまるのですか。地域の生活環境の改善につながる事業や地球温暖化対策に関することなど大事なことでと思います。ふるさと寄附条例の事業に加えることについて検討するべきだと思いますが、お考えを伺います。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 議員が言われますように、地域の生活環境の改善や地球温暖化対策といった環境行政については大事なことでと考えております。議員のほうより、ふるさと寄附条例の寄附金を財源として実施する事業に環境行政に関することを加えてはどうかとの御提案がございましたので、検討をさせていただきます。

○議長（岩松永治） 神崎隆代議員。

○11番（神崎隆代）　どうかよろしく願いいたします。

繰り返しますが、猫の繁殖スピードは待ってはくれません。これまでの努力を無にすることにならないように、財源の確保等、市としての責任を果たされるよう要望して、私からの質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

—————*—————

○議長（岩松永治）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治）　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明10日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時52分　延会